

伊勢崎市の環境



令和 6 年度版

伊勢崎市環境部環境政策課

目 次

1 環境行政	1
1-1 市の環境行政機構	2
1-2 伊勢崎市環境審議会・伊勢崎市環境美化審議会・伊勢崎市いせさきGX推進市民協議会・伊勢崎市水質に関する検討委員会	2
1-3 環境審議会幹事	5
1-4 公害苦情相談員	5
1-5 公害防止協定	6
1-6 公害防止施設の整備促進	6
1-7 法規の体系	7
2 大気汚染	8
2-1 大気汚染防止法の概要	8
2-2 環境基準	9
2-3 測定体制	11
2-4 測定結果	11
2-5 有害大気汚染物質測定	19
3 水質汚濁	22
3-1 水質汚濁防止法	22
3-2 環境基準	23
3-3 河川・沼の水質	25
3-4 排水基準	43
3-5 排水基準遵守状況	44
3-6 水質汚濁防止法等に基づく届出	45
3-7 污水处理状況	46
4 土壌汚染	48
4-1 土壌汚染対策法に基づく届出等	48
5 騒音	51
5-1 騒音規制法	51
5-2 環境基準	52
5-3 環境騒音測定	54
5-4 自動車騒音の常時監視	56

5-5	指定地域及び規制基準	57
5-6	飲食店などから発生する騒音の規制	59
5-7	自動車騒音の要請限度	60
5-8	騒音規制法及び県条例に基づく届出	61
5-9	騒音規制基準遵守状況調査	61
6	振動	62
6-1	振動規制法	63
6-2	指定地域及び規制基準	64
6-3	道路交通振動の要請限度	66
6-4	振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく届出	67
6-5	振動規制基準遵守状況調査	67
7	地盤環境・地下水環境	68
7-1	地盤の変動量	68
7-2	地下水利用の適正化	69
7-3	地下水の水質調査	69
8	悪臭	74
8-1	規制基準	74
8-2	規制地域	75
8-3	悪臭規制基準遵守状況調査	75
9	公害苦情	77
9-1	公害苦情等の年度別推移	77
9-2	公害苦情の種類別割合	78
10	環境対策	79
10-1	法・条例に基づく公害規制指導	79
10-2	第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	80

1 環境行政

戦後の工業化による高度経済成長を遂げた我が国では、その成長の一方で、大気汚染や水質汚濁などの公害により、深刻な社会問題が発生しました。これらの問題に対し、行政による規制政策や公害防止技術の進展などにより、一定の効果を上げてきました。しかし、その後の時代や生活様式の変化とともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが原因であるごみ問題や自動車などの排気ガスによる問題、都市化の進展に伴うヒートアイランド現象の発生といった都市・生活型の環境問題が顕在化しています。さらに、オゾン層の破壊や酸性雨などの地球規模の環境問題も浮き彫りになり、近年では、地球温暖化などに起因する気候変動の影響が国際的に懸念されています。

こうした中、世界的には様々な取り決めが交わされており、2015年12月には2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり「京都議定書」の後継となる「パリ協定」が採択され、途上国を含む全ての参加国に温室効果ガス排出削減の努力が求められています。また、同年に国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、我が国では、こうした国際的な潮流を踏まえた「第五次環境基本計画」が2018年4月に閣議決定され、持続可能な循環共生型の社会の構築への取り組みが進められています。

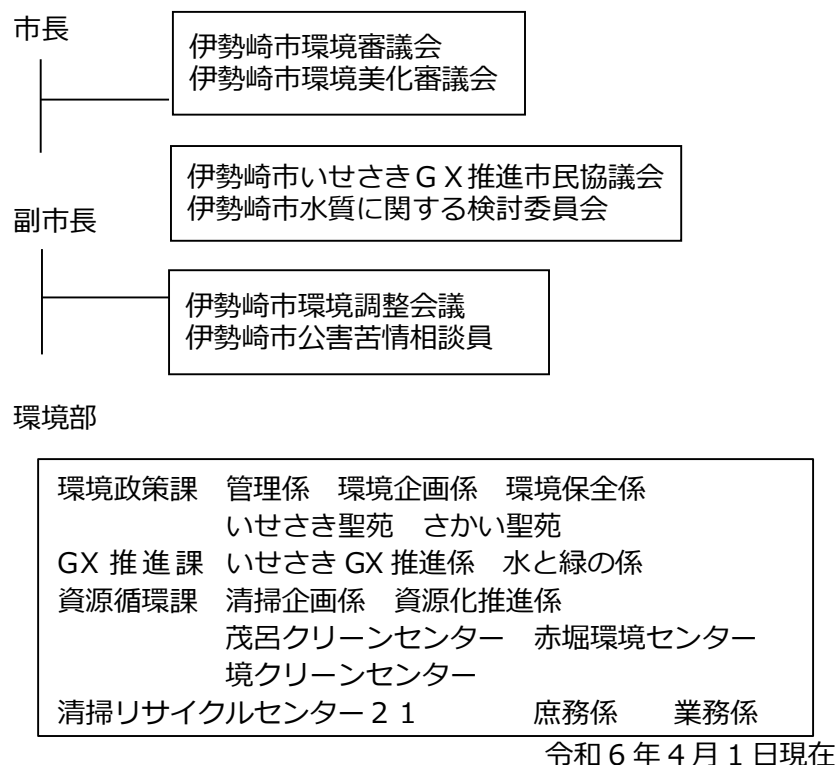
当市においては、伊勢崎市環境審議会、伊勢崎市環境美化審議会、伊勢崎市いせさきGX推進市民協議会及び伊勢崎市水質に関する検討委員会を設置し、良好な都市環境の形成や生活環境の保全のために、行政、市民及び事業者が協働で環境行政に取り組んでいます。

持続可能な開発目標「SDGs」(Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。2016年から2030年までの15年間、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、持続可能でよりよい世界の実現を目指し、すべての人に普遍的に適用される17のゴールで、全世界共通のアイコンが定められています。



1-1 市の環境行政機構



1-2 伊勢崎市環境審議会・伊勢崎市環境美化審議会・伊勢崎市いせさきGX推進市民協議会・伊勢崎市水質に関する検討委員会

(1) 伊勢崎市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じて本市の環境の保全に関する基本的事項及び保全対策などを調査審議するため平成17年1月1日に伊勢崎市環境審議会条例を制定し、環境審議会を設置しています。

委員は各界の代表者や学識経験者及び公募による市民で構成され、計15名です。

表 1-1 伊勢崎市環境審議会委員名簿 (令和 6 年 12 月 1 日現在)

氏 名	委員 所属 機関 等	氏 名	委員 所属 機関 等
岡 野 雅 子	東 京 福 祉 大 学	南 雲 秀 幸	伊 勢 崎 市 区 長 会
出 井 恵太郎	県立伊勢崎工業高等学校	福 元 明	伊勢崎市環境指導員会
松 浦 好 一	佐波伊勢崎農業協同組合	池 田 幸 徳	群馬県伊勢崎土木事務所
峯 岸 則 幸	伊 勢 崎 商 工 会 議 所	佐 藤 誠	群馬県中部環境事務所
江 原 幸 子	群 馬 伊 勢 崎 商 工 会	亀 井 則 夫	公募委員
塩 島 正 之	伊 勢 崎 佐 波 医 師 会	大 屋 裕 紀	公募委員
須 永 淳 子	伊 勢 崎 市 薬 剤 師 会	高 橋 陽 子	公募委員
中 村 孝 好	群馬県獣医師会伊勢崎支部		

(2) 伊勢崎市環境美化審議会

市民の良好な生活環境の確保することを目的に伊勢崎市まちをきれいにする条例は、平成 24 年 4 月 1 日に改正されました。市長の諮問に応じて、条例に基づいた改善命令等を調査審議するため、伊勢崎市まちをきれいにする条例第 20 条に基づき、環境美化審議会を設置しています。

委員は弁護士会からの推薦者等で構成され、計 5 名です。

表 1-2 伊勢崎市環境美化審議会委員名簿 (令和 6 年 7 月 1 日現在)

氏 名	委員 所属 機関 等	氏 名	委員 所属 機関 等
柴 田 忍	群 馬 弁 護 士 会	諏 訪 洋 子	伊勢崎人権擁護委員協議会
清 水 俊 昌	群 馬 弁 護 士 会	佐 藤 誠	群馬県中部環境事務所
大 澤 誠	伊 勢 崎 佐 波 医 師 会		

(3) 伊勢崎市いせさき G X 推進市民協議会

令和 4 年度に伊勢崎市地球温暖化対策市民協議会として発足し、その後、令和 6 年度に、地球温暖化対策実行計画だけでなく、広く「いせさき G X」を含めてさらに推進していけるよう、名称を変更しました。

市民及び市が行う「いせさき G X（市が進める全ての施策や事業に「環境配慮」を取り入れ、市の取組のどこを取っても環境に配慮されたものとして進めていく市独自の G X を「いせさき G X」という。）」に関する取組などを協議し、推進することで、本市の温室効果ガスの排出の削減に向け、市民が主体となつ

てより効果的ないせさきGX及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

委員は地球温暖化対策に関する専門知識を有する者及び公募による市民で構成され、計8名です

表 1-3 伊勢崎市いせさきGX推進市民協議会委員名簿（令和6年10月1日現在）

氏 名	選 出 区 分	氏 名	選 出 区 分
松 島 規 雄	地球温暖化対策に関する専門知識を有する者	齋 藤 英 子	公募委員
神 部 安希子	地球温暖化対策に関する専門知識を有する者	篠 崎 幸 子	公募委員
都 丸 礼 子	地球温暖化対策に関する専門知識を有する者	渋 澤 範 子	公募委員
黒 津 恵 三	公募委員	高 橋 陽 子	公募委員

（４） 伊勢崎市水質に関する検討委員会

伊勢崎市の河川及び沼における水質の実態及び水質の保全について検討を行うことを目的に令和6年10月28日に伊勢崎市水質に関する検討委員会を設置しました。

委員は環境保全に係る市民団体や事業者団体の代表者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員等で構成され、計9名です。

表 1-4 伊勢崎市水質に関する検討委員会委員名簿（令和6年10月28日現在）

氏 名	委員所属機関等	氏 名	委員所属機関等
片 亀 光	環境カウンセラーズぐんま	宮 里 直 樹	群馬工業高等専門学校
佐 藤 孝 史	環境カウンセラーズぐんま	富 田 典 之	群馬県中部環境事務所
吹 上 弘 則	群馬県浄化槽協会伊勢崎支部	深 町 五 一	その他市長が必要と認める者
山 崎 由紀雄	伊勢崎佐波食品衛生協会	本 田 茂 孝	その他市長が必要と認める者
矢 尾 仁	伊勢崎商工会議所		

1-3 環境審議会幹事

環境行政の遂行にあたり、関係する部課が相互に協力して総合調整を行い、かつ審議会の所掌事務について委員を補佐するため、幹事を任命しています。

表 1-5 伊勢崎市環境審議会幹事名簿

職 名	職 名
総 務 部 長	農 政 部 長
企 画 部 長	建 設 部 長
財 政 部 長	都 市 計 画 部 長
市 民 部 長	公 営 事 業 部 長
環 境 部 長	上 下 水 道 局 長
健 康 推 進 部 長	消 防 長
福 祉 こ ど も 部 長	経 営 企 画 部 長
長 寿 社 会 部 長	教 育 部 長
産 業 経 済 部 長	

1-4 公害苦情相談員

公害紛争処理法の規定に基づき、公害苦情の適切な処理を図るため、伊勢崎市公害苦情相談員設置要綱を制定し公害苦情相談員を任命しています。

表 1-6 公害苦情相談員

部 名 等	職 名
環 境 部	環境政策課長、GX推進課長、資源循環課長、 清掃リサイクルセンター21所長、環境政策課環境保全係
農 政 部	農政課長
建 設 部	道路整備課長、道路管理課長、治水課長
都市計画部	都市計画課長、建築指導課長、公園緑地課長
上下水道局	下水道施設課長、治水課長

1-5 公害防止協定

公害防止協定は、公害の未然防止や環境の保全を図るために、法令による規制や指導以外に、独自に規制値等を定めより細かい公害防止対策を推進するために設けられております。本市では昭和48年に最初に公害防止協定が締結されました。

最初の協定締結より数十年経過していることから、平成26年に見直しを行い、現在の社会情勢に即し、より実効性があり、締結事業場間の均衡が図れるように公害防止協定を改正し、希望する事業場と協定を再締結いたしました。

協定締結事業場数 78社 （令和6年4月1日現在）

1-6 公害防止施設の整備促進

企業の公害防止対策を促進するため、群馬県公害防止施設整備資金融資制度等があります。当市では公害防止対策のため助言等を行っています。

1-7 法規の体系



2 大気汚染

大気汚染とは、工場、事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車から排出される汚染物質、及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚れ、人々の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。

大気を汚染する物質としては、石油や石炭を燃やした時や自動車などから排出される硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物、炭化水素などがあります。その他にも窒素酸化物や炭化水素が太陽光線によって化学変化をおこしてつくられる光化学オキシダントも汚染物質として知られています。

また、硫黄酸化物などが大気中で酸化されて雨の中に溶け込み強い酸性の雨が降る酸性雨、フロンガスによって起こる成層圏のオゾン層の破壊等、地球規模の環境問題もあります。

代表的な大気汚染物質には、人の健康を保護し、良好な生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

2-1 大気汚染防止法の概要

(1) 目 的

- ①工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制すること。
- ②水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制すること。
- ③有害大気汚染物質対策の実施を推進すること。
- ④自動車排出ガスに係る許容限度を定めること。
- ⑤大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること。
- ⑥上記により国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

(2) 定 義

この法律で「ばい煙」とは次の物質をいいます。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

③物の燃焼、合成、分解、その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生するカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物

「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿をいいます。

「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいいます。

「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいいます。

「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいいます。

「自動車排出ガス」とは、自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質をいいます。

（３）届出義務

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置しようとするときや、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとするときなどには、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。※伊勢崎市内の場合、一般粉じん発生施設については、伊勢崎市長に届出することになります。

（４）排出基準等

（３）の届出義務の対象ごとに、排出基準や構造基準などの遵守事項があり、適合しない場合について、命令や罰則の規定が定められています。

2-2 環境基準

大気汚染に係る環境基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の６物質について、環境基準が定められています。

表 2-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/ m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/ m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/ m ³ 以下であること。

備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 1.0 μm 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

有害大気汚染物質では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質について「環境基準」が定められています。

表 2-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

※トリクロロエチレンは、1 年平均値が「0.2 mg/m³ 以下」から「0.13 mg/m³ 以下」に、平成 30 年度に改正されました。

2-3 測定体制

(1) 一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため、南小学校（上泉町 310 番地）に群馬県により測定局が設置され、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定を行っています。

(2) 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気の汚染の状況を把握するため、道路周辺にある茂呂小学校（茂呂町二丁目 2169 番地 1）に群馬県により測定局が設置され、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の測定を行っています。

※なお、次に示した大気汚染の各測定結果については「群馬県大気汚染常時監視測定結果」に基づくものです。

2-4 測定結果

(1) 窒素酸化物

窒素酸化物は、窒素と酸素の化合物で、空気中で物を燃やすと、その過程で発生しますが、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在しています。

窒素酸化物は光化学オキシダントや酸性雨の原因物質となります。また、工場や事業場のほか自動車からの排出ガスが主な発生源となっており、二酸化窒素について環境基準が設けられています。

◎ 一般環境大気測定局 年報

表2-3 一酸化窒素、二酸化窒素（NO、NO₂）令和5年度 測定値

		一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物
有効測定日数	(日)	366	366	366
測定時間	(時間)	8,747	8,747	8,747
年平均値	(ppm)	0.001	0.006	0.007
1時間値の最高値	(ppm)	0.028	0.041	0.058
1時間値が0.2ppmを超えた時間と割合	(時間)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合	(日)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値の年間98%値	(ppm)	0.004	0.014	0.018
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合	(時間)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合	(日)	-	0	-
	(%)	-	0	-
平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	-	0	-
年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	(%)	-	-	90.1

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

(一般環境大気測定局)

表2-4 一酸化窒素（NO）経年変化

	年平均値	日平均値の年間98%値
令和元年度	0.001	0.006
令和2年度	0.001	0.006
令和3年度	0.001	0.003
令和4年度	0.001	0.004
令和5年度	0.001	0.004

(ppm)

表2-5 二酸化窒素（NO₂）経年変化

	年平均値	日平均値の年間98%値
令和元年度	0.008	0.019
令和2年度	0.008	0.018
令和3年度	0.007	0.016
令和4年度	0.007	0.015
令和5年度	0.006	0.014

(ppm)

◎ 自動車排出ガス測定局 年報

表2-6 一酸化窒素、二酸化窒素（NO、NO₂）令和5年度 測定値

		一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物
有効測定日数	(日)	366	366	366
測定時間	(時間)	8,745	8,745	8,745
年平均値	(ppm)	0.001	0.007	0.008
1時間値の最高値	(ppm)	0.045	0.045	0.084
1時間値が0.2ppmを超えた時間と割合	(時間)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合	(日)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値の年間98%値	(ppm)	0.006	0.018	0.023
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合	(時間)	-	0	-
	(%)	-	0	-
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合	(日)	-	0	-
	(%)	-	0	-
平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	-	0	-
年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	(%)	-	-	82.7

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

(自動車排ガス測定局)

表2-7 一酸化窒素（NO）経年変化

	年平均値	日平均値の年間98%値
令和元年度	0.002	0.012
令和2年度	0.002	0.009
令和3年度	0.002	0.007
令和4年度	0.002	0.007
令和5年度	0.001	0.006

(ppm)

表2-8 二酸化窒素（NO₂）経年変化

	年平均値	日平均値の年間98%値
令和元年度	0.009	0.020
令和2年度	0.008	0.020
令和3年度	0.008	0.018
令和4年度	0.008	0.017
令和5年度	0.007	0.018

(ppm)

(2) 一酸化炭素

一酸化炭素による大気汚染の主な要因は、自動車排出ガスの影響によるものが多いといわれています。一酸化炭素は無味無臭の気体ですが、血液中のヘモグロビンと結合し、体内への酸素供給を妨げるため、中枢神経系がその影響を受け頭痛や目まいなどが生じることがあります。

自動車から排出される一酸化炭素による大気中の影響をみるため、平成6年度から群馬県が茂呂小学校に測定局を設置し、測定しています。

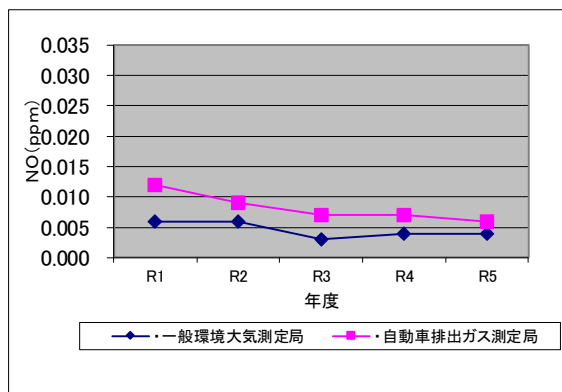


図2-1 一酸化窒素（NO）経年変化
日平均値の年間98%値

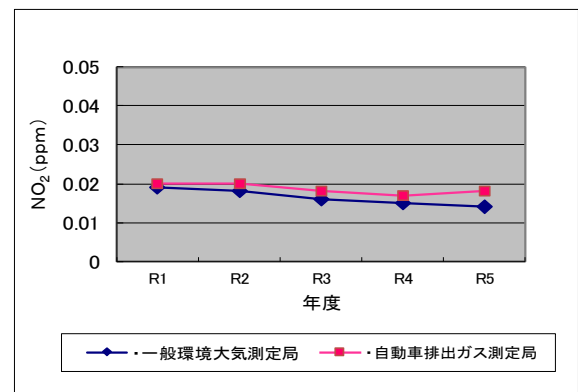


図2-2 二酸化窒素（NO2）経年変化
日平均値の年間98%値

◎ 自動車排出ガス測定局 年報

表2-9 一酸化炭素（CO）測定値

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有効測定日数	(日)	366	365	365	365	366
測定時間	(時間)	8,748	8,729	8,727	8,731	8,754
年平均値	(ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
1時間値の最高値	(ppm)	1.7	1.1	1.1	0.9	1.2
8時間値が20ppmを超えた回数と割合	(回)	0	0	0	0	0
	(%)	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数と割合	(日数)	0	0	0	0	0
	(%)	0	0	0	0	0
日平均値の2%除外値	(ppm)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
1時間値が30ppm以上の日数と割合	(日)	0	0	0	0	0
	(%)	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有 無	無	無	無	無	無
環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

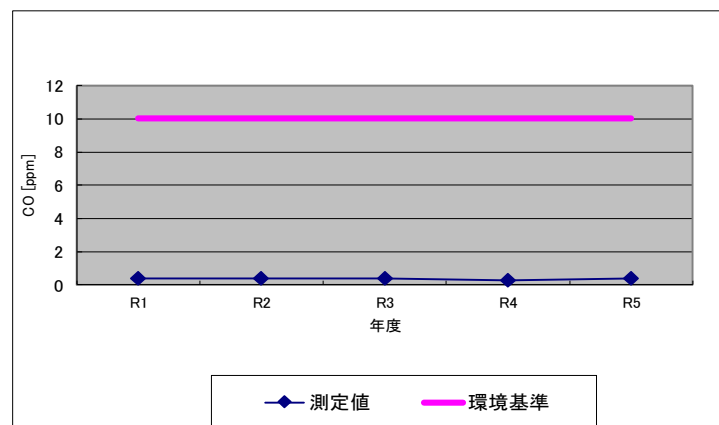


図2-3 一酸化炭素（CO）経年変化 日平均値の2%除外値

(3) 非メタン炭化水素

炭化水素は、炭素と水素から成る有機化合物の総称です。このうち、非メタン炭化水素はメタンを除いた炭化水素のことで、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質と考えられています。

光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として、「午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある」としています。

※「ppmC」は、大気中の炭化水素類を表す単位で、1ppmC とは空気 1m³ 中にメタンに換算された物質が 1cm³ 含まれることを指します。

◎ 自動車排ガス測定局 年報

表2-10 非メタン炭化水素（NMHC）測定値

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
測定時間	(時間)	8,715	8,703	8,673	8,692	8,547
年平均値	(ppmC)	0.10	0.13	0.13	0.12	0.12
6～9時における年平均値	(ppmC)	0.11	0.13	0.14	0.13	0.13
6～9時の測定日数	(日)	365	365	363	365	359
6～9時の3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.61	0.45	0.35	0.49	0.48
6～9時の3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.00	0.03	0.04	0.04	0.05
6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	(日)	39	51	56	24	36
	(%)	10.7	14	15.4	6.6	10.0
6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	(日)	10	12	5	3	5
	(%)	2.7	3.3	1.4	0.8	1.4

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

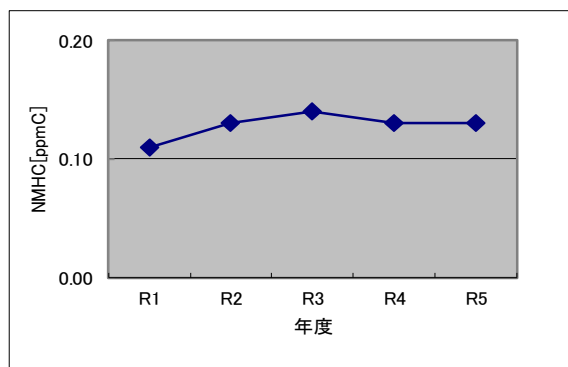


図2-4 非メタン炭化水素 経年変化
(6～9時における年平均値)

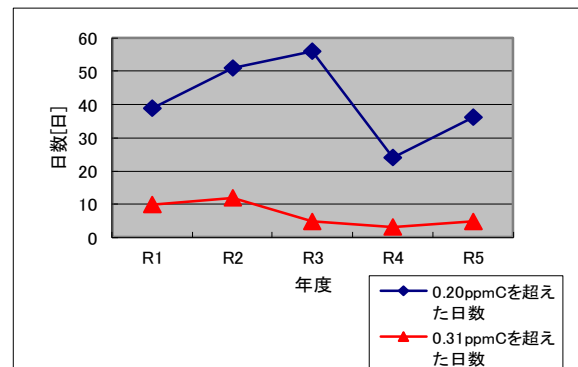


図2-5 非メタン炭化水素 経年変化
(0.20ppmC、0.31ppmCを超えた日数)

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10μm以下の物質のことです。ディーゼル車の排出ガスや工場のばい煙、道路粉じん等が主な発生源とされ、人の気道や肺胞に沈着し呼吸器疾患を引き起こすとされています。

◎ 一般環境大気測定局 年報

表2-11 浮遊粒子状物質（SPM）測定値

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有効測定日数	(日)	364	363	363	363	364
測定時間	(時間)	8,743	8,719	8,719	8,721	8,738
年平均値	(mg/m ³)	0.014	0.014	0.012	0.013	0.014
1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合	(時間)	0	0	0	0	0
	(%)	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合	(日)	0	0	0	0	0
	(%)	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.087	0.078	0.085	0.07	0.071
日平均値の2%除外値	(mg/m ³)	0.037	0.035	0.026	0.034	0.033
日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有 無	無	無	無	無	無
環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

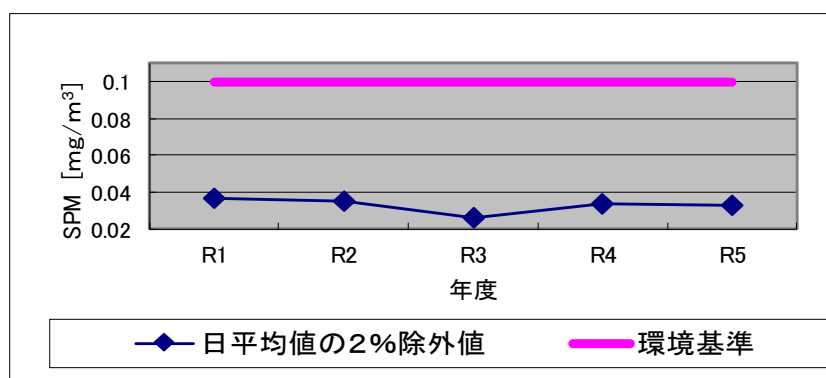


図2-6 浮遊粒子状物質 経年変化（日平均値の2%除外値）

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などから発生する炭化水素と窒素酸化物に、太陽光中の紫外線が作用して生成される酸化性物質で、オゾンの主成分とする二次汚染物質です。この濃度が高くなると、目やのどに刺激を感じることがあります。

測定結果は環境基準を達成しませんでした。全国的にも環境基準を達成している地点はほとんどありません。

◎ 一般環境大気測定局 年報

表2-12 光化学オキシダント (Ox) 測定値

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間測定日数	(日)	366	365	365	365	366
昼間測定時間	(時間)	5,454	5,436	5,425	5,411	5,449
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間	(日)	98	78	80	94	106
	(時間)	577	375	341	494	524
昼間の1時間値が0.12ppm以上の 日数と時間	(日)	1	0	0	2	2
	(時間)	2	0	0	3	2
昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.144	0.112	0.109	0.129	0.128
昼間の日最高1時間値の年平均値	(ppm)	0.051	0.049	0.049	0.052	0.054
昼間の1時間値の年平均値	(ppm)	0.032	0.030	0.035	0.036	0.038
注意報発令回数	(回)	4	2	1	3	4

※「群馬県大気汚染常時監視測定結果」より

参考1 光化学オキシダント注意報等の発令基準

- ① 注意報 一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められるとき。
- ② 警報 一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.24ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められるとき。
- ③ 重大緊急報 一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.4ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められるとき。

参考2 光化学オキシダント注意報等が発令されときの対応

- ① 目、のど等に刺激を感じたときは、洗眼、うがい等をし、症状が回復しない場合は、医療機関で手当てを受けましょう。
- ② なるべく屋外に出ないようにしましょう。
- ③ 不要不急の車の運行を差し控えましょう。
- ④ 屋外燃焼を中止しましょう。

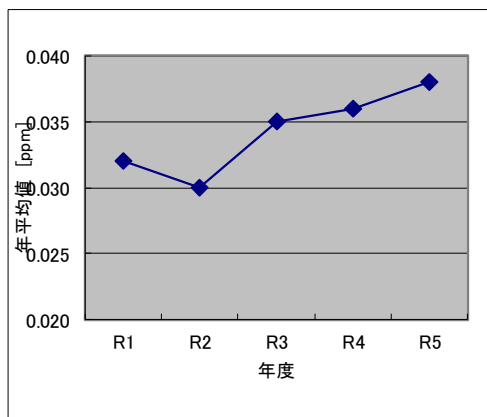


図2-7 光化学オキシダント 経年変化
(昼間1時間値の年平均値)

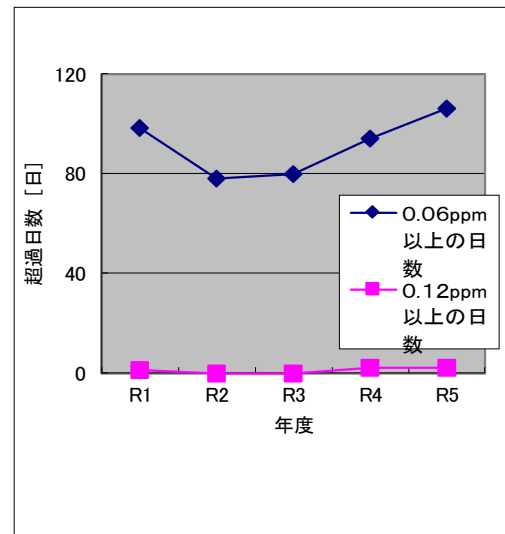


図2-8 光化学オキシダント 経年変化
(0.06ppm、0.12ppm以上の日数)

(6) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として石炭、石油等の化石燃料の燃焼に伴い生じる無色で刺激臭のある気体です。また、酸性雨の主な原因物質でもあり、その濃度が高くなると呼吸器を刺激して、せき、呼吸困難、気管支炎、肺気腫等の原因にもなるといわれています。現在は、伊勢崎市内での二酸化硫黄の測定は行われていません。

(7) PM2.5

PM2.5（微小粒子状物質）は、大気中に浮遊している粒径 2.5 μ m 以下の小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入り込みやすいため呼吸器や循環器系への影響が懸念されている物質です。

伊勢崎市内では測定を行っていませんが、県東南部の太田局・館林局において測定された数値が基準値を上回った場合には、県が注意報を発令する体制をとっています。なお、この注意報が発令された事例はまだありません。

2-5 有害大気汚染物質測定

有害大気汚染物質は、低濃度でも継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質として大気汚染防止法に規定されています。群馬県では、健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質のうち、測定方法が確立されている21物質と水銀及びその化合物について調査しています。また、環境基準が定められている4物質について、群馬県が伊勢崎市内（茂呂小学校）で測定していましたが、調査地点の見直しにより、令和2年度をもって伊勢崎市内での調査を終了しましたので、令和2年度までの結果を参考に記載します。

(1) ベンゼン

ベンゼンは、無色で甘い香りを持つ最も基本的な芳香族炭化水素です。揮発性と可燃性を持ち、主に合成洗剤、有機顔料、医薬品、香料などに使われています。毒性や発がん性があり、大気汚染の原因となることが懸念されています。

表2-13 ベンゼン測定結果

年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成28年度	0.74
平成29年度	0.48
平成30年度	0.65
令和元年度	0.58
令和2年度	0.30

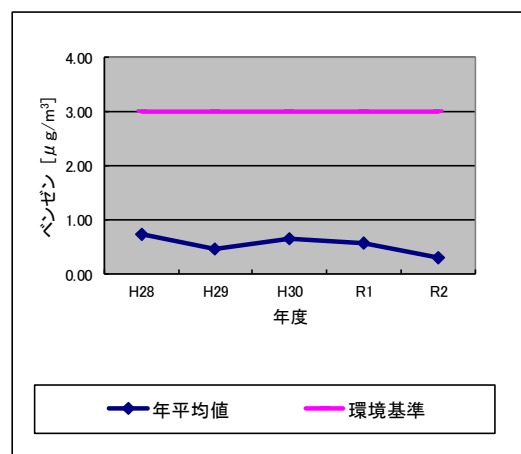


図2-9 ベンゼン 経年変化

※ベンゼンの環境基準は $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

便宜上、 $\text{mg} = 1000\mu\text{g}$ で単位換算しています。

(2) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、無色で甘い香りを持つ有機塩素化合物です。揮発性と不燃性を持ち、主に金属や繊維の洗浄剤として使われています。毒性があり、廃液等による地下水汚染が懸念されています。

表2-14 トリクロロエチレン測定結果

年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成28年度	1.80
平成29年度	0.60
平成30年度	1.30
令和元年度	1.30
令和2年度	0.74

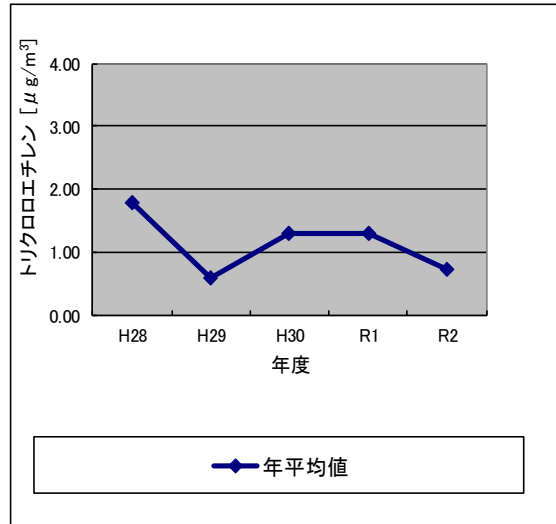


図2-10 トリクロロエチレン 経年変化

※トリクロロエチレンの環境基準は $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。
便宜上、 $\text{mg} = 1000\mu\text{g}$ で単位換算しています。

(3) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、無色で甘く鋭い臭いを持つ有機塩素化合物です。揮発性と不燃性を持ち、主にドライクリーニング、溶剤等に使われています。毒性があり、廃液等による地下水汚染が懸念されています。

表2-15 テトラクロロエチレン測定結果

年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成28年度	0.097
平成29年度	0.057
平成30年度	0.077
令和元年度	0.090
令和2年度	0.040

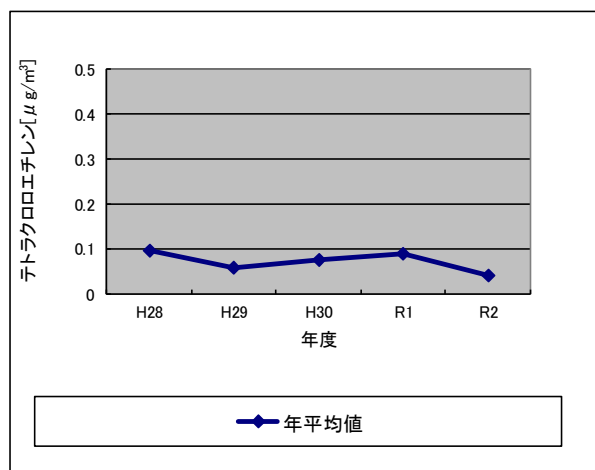


図2-11 テトラクロロエチレン 経年変化

※テトラクロロエチレンの環境基準は $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。
便宜上、 $\text{mg} = 1000\mu\text{g}$ で単位換算しています。

(4) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、無色で強く甘い香りを持つ有機塩素化合物です。難燃性を持ち、主に塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等に使われています。毒性があり、廃液等による地下水汚染が懸念されています。

表2-16 ジクロロメタン測定結果

年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成28年度	0.47
平成29年度	0.43
平成30年度	2.10
令和元年度	2.20
令和2年度	1.60

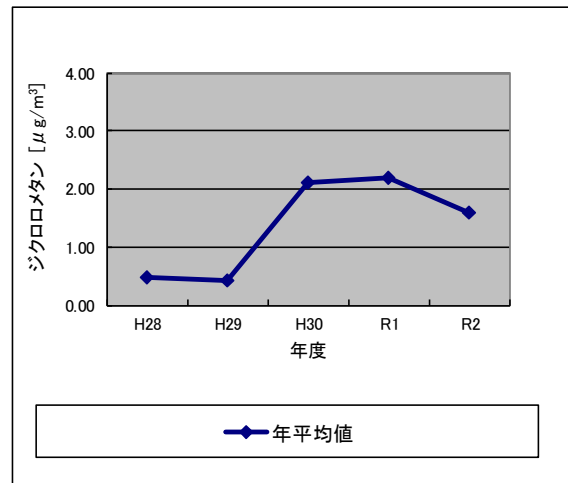


図2-12 ジクロロメタン 経年変化

※ジクロロメタンの環境基準は $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。
便宜上、 $\text{mg} = 1000\mu\text{g}$ で単位換算しています。

3 水質汚濁

水は、空気などと同様に我々人類や生物にとって無くてはならない物質です。この水に汚染物質や有害物質が混入して水質に変化がおり、水中の生物等に悪影響を与えて自然環境を損ない、更に我々の利用水に支障を与えたりする状態を水質汚濁といいます。

水質汚濁には、自然的要因によるものと人為的要因によるものとがありますが、一般には工場や生活排水などの人為的要因によるものをいいます。

水質汚濁物質としては、人や魚などの生命に直接影響を与えるシアン化合物、重金属等の有害物質、水の利用などに間接的に影響を与える有機物、含油排水等があります。

3-1 水質汚濁防止法

(1) 目的

- ①工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること。
- ②生活排水対策の実施を推奨すること。
- ③工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること。
- ④上記により国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

(2) 定義

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（ただし、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置している水路を除く）。

「有害物質」とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（カドミウム、シアン等）をいう。

「特定施設」とは、次の①又は②のいずれかの要件を備える汚水または廃液（汚水等）を排出する施設で、かつ、政令で定める施設をいう。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
- ② 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項

目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場または事業場をいう。

「排水基準」とは、排出水の汚染状態の許容限度をいう。

(3) 排出水の制限

排出水は、特定事業場の各排水口において排水基準に適合しなければならない。

3-2 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する基準（健康項目）、更に水生生物の保全に係る水質環境基準に分けて基準の設定が行われています。

健康項目はカドミウム・シアンなど表 3-1 の 27 項目について定められており、公共用水域の全てに適用されます。

生活環境項目は pH・BOD などの項目について定められており、河川・湖沼・海域ごとにその利用目的に応じて類型をもうけ、項目別の基準値が決められています。本市の河川については、利根川・粕川・早川上流が A 類型に、広瀬川・早川下流が B 類型に指定されており、表 3-2 に示された基準が適用されています。

水生生物の保全に係る水質環境基準はこれまで指定されていた全亜鉛に加え、新たに平成 24 年度からノニルフェノール、平成 25 年度から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）について新たな基準が設けられました。本市の河川については、利根川の坂東大橋より上流は生物 A 類型ですが、利根川の坂東大橋より下流、早川、粕川及び広瀬川は生物 B 類型に指定されており、表 3-3 に示された基準が適用されています。

水質汚濁に係る環境基準 表 3-1 健康項目 環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.02mg/l以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
モリブデン	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

表 3-2 生活環境項目 環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml以下	
A	水道2級 水産1級	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml以下	利根川・粕川 早川上流
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l 以上	1,000CFU/ 100ml以下	広瀬川 早川下流
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l 以上		
D	工業用水2級	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/l 以上		

注) 1 自然環境保護 : 自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 : 沈殿ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等による貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

表 3-3 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg / l 以下	0.001mg / l 以下	0.03mg / l 以下	利根川上流
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵 場（養殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg / l 以下	0.0006mg / l 以下	0.02mg / l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg / l 以下	0.002mg / l 以下	0.05mg / l 以下	利根川下流 早川 広瀬川 粕川
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のう ち、生物 B の欄に掲げる水生 生物の産卵場（養殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg / l 以下	0.002mg / l 以下	0.04mg / l 以下	

3-3 河川・沼の水質

主要河川の水質環境は、排水規制の強化等を反映し、相対的には改善の傾向を示してきていますが、河川によっては、まだ望ましい水質環境に達していない地点も残されています。

本市では主要河川の水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく群馬県公共用水域水質測定計画により 5 河川 15 地点にて公共河川水質測定を実施しています。

河川全体として大腸菌群数が環境基準を大きく超過しており、その要因としては家畜排泄物や家庭からの生活排水が大きく影響していると思われます。また、水の有機物汚染の指標となる BOD の環境基準点（環境基準の達成状況を把握するための地点）での数値は、広瀬川(中島橋)、保泉橋（粕川）、早川（早川橋）で基準値を超過していました。

(1) 粕 川

伊勢崎市内を流れる粕川（生活環境項目 A 類型、水生生物の保全に係る水質環境基準生物 B 類型）について、下木戸橋、五目牛橋、華蔵寺橋、殖蓮橋、保泉橋の 5 地点にて採水しています。

測定回数は保泉橋のみ毎月 1 回実施しており、その他の橋では年 4 回（5 月、8 月、11 月、翌年の 2 月）実施しています。結果は次の表に示しました。

表 3-4 令和 5 年度 粕川 測定結果（下木戸橋、五目牛橋）

		環境基準	粕川 下木戸橋				粕川 五目牛橋			
	採水月	-	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
	流量 m ³ /s	-	0.19	0.80	0.18	0.12	1.0	4.2	1.1	1.0
	透視度 cm	-	>50	26	>50	>50	>50	13	>50	>50
	大腸菌群数(MPN/100ml)	-	2200	79000	3300	790	4900	1300000	14000	240000
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.9	7.9	8.0	7.7	7.7	7.8	7.9	7.8
	DO (mg/l)	≥7.5	10.2	7.8	9.4	12.7	9.6	7.9	9.7	12.5
	BOD (mg/l)	≤2	1.4	2.7	1.6	2.6	1.5	4.4	1.4	3.2
	SS (mg/l)	≤25	4	13	1	2	6	49	4	4
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤300	880	5600	490	770	3700	5100	1700	1100
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.003	0.007	0.005	0.010	0.004	0.010	0.003	0.012
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	-	<0.00006	-	-	-	<0.00006	-	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0084	0.0055	0.0019	0.0023	0.0018	0.0044	0.0019	0.010
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
健康項目	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

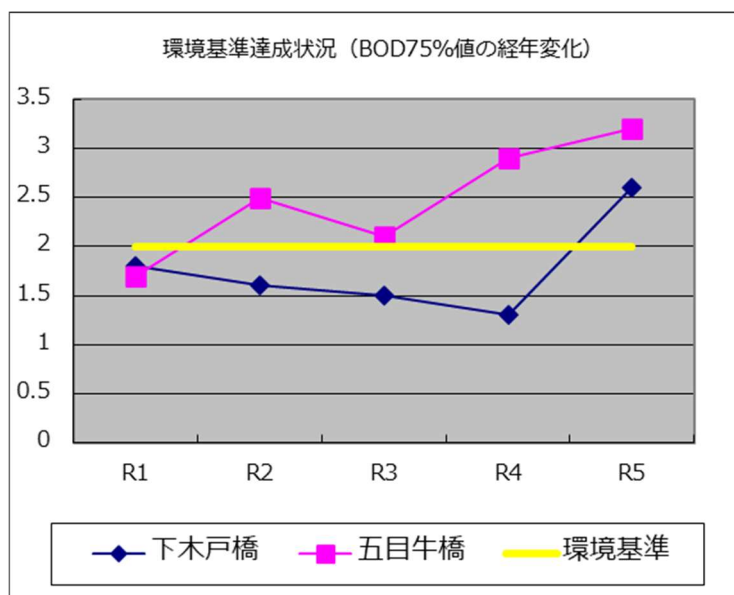


図 3-1 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化（下木戸橋、五目牛橋）

表 3-5 令和 5 年度 粕川 測定結果（華蔵寺橋、殖蓮橋）

		環境基準	粕川 華蔵寺橋				粕川 殖蓮橋			
採水月	流量	m³/s	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
	透視度	cm	-	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群数(MPN/100r	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	pH	6.5-8.5	-	-	-	-	-	-	-	-
生活環境項目	DO (mg/l)	≥7.5	9.6	7.9	9.8	12.5	9.5	7.7	9.7	11.8
	BOD (mg/l)	≤2	1.4	2.8	1.3	14	2.0	3.6	1.3	3.3
	SS (mg/l)	≤25	6	24	3	9	10	56	6	6
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤300	1000	4500	3200	1300	2300	3900	2700	1300
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.024	0.007	0.004	0.055	0.014	0.020	0.011	0.056
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	-	<0.00006	-	-	-	<0.00006	-	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0025	0.0053	0.0011	0.0086	0.0046	0.0078	0.0024	0.028
健康項目	ガドリウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

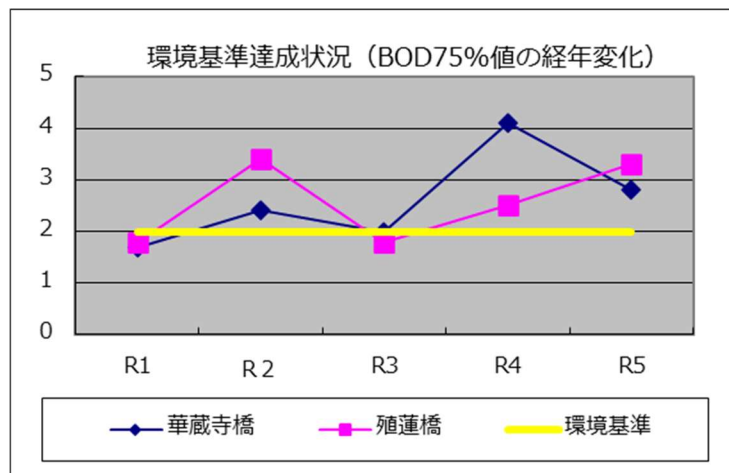


図 3-2 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化（華蔵寺橋、殖蓮橋）

表 3-6 令和 5 年度 粕川 測定結果（保泉橋 1）

		環境基準	粕川 保泉橋					
	採水月	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	流量 m³/s	-	0.61	2.2	3.0	4.2	15.5	4.0
	透視度 cm	-	>50	>50	43	>50	14	>50
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.9	7.6	7.8	8.5	7.5	7.8
	DO (mg/l)	≥7.5	9.8	9.8	8.7	8.2	7.8	8.0
	BOD (mg/l)	≤2	3.4	2.1	2.1	4.4	4.5	1.7
	COD (mg/l)	-	5.3	4.2	4.8	3.9	8.1	3.5
	SS (mg/l)	≤25	8	11	18	10	91	7
	大腸菌数 (CFU/100ml)	≤300	850	-	1400	-	7400	-
	全窒素 (mg/l)	-	6.2	-	4.5	-	0.54	-
	全磷 (mg/l)	-	0.83	-	0.28	-	0.36	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0072	-	0.0086	-	0.010	-
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.039	0.017	0.011	0.009	0.021	0.008
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
健康項目	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	≤0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB (mg/l)	不検出	-	-	-	-	不検出	-
	ジクロロメタン (mg/l)	≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-
	四塩化炭素 (mg/l)	≤0.002	-	-	-	-	<0.0002	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≤0.004	-	-	-	-	<0.0004	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.002	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.04	-	-	-	-	<0.002	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≤1	-	-	-	-	<0.0005	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-
	トリクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≤0.002	-	-	-	-	<0.0005	-
	チウラム (mg/l)	≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-
	シマジン (mg/l)	≤0.003	-	-	-	-	<0.0003	-
	チオベンカルブ (mg/l)	≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-
	ベンゼン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.001	-
	セレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.002	-
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	≤10	0.12	-	0.05	-	0.03	-
	硝酸性窒素 (mg/l)		4.8	-	3.9	-	1.5	-
	ふっ素 (mg/l)	≤0.8	0.08	-	0.09	-	0.06	-
	ほう素 (mg/l)	≤1	0.05	-	0.02	-	<0.02	-
	1,4-ジオキサン (mg/l)	≤0.05	-	-	-	-	<0.005	-
	EPN (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.0006	-
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
	銅含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.01	-
	クロム含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.02	-
その他	アンモニア性窒素 (mg/l)	-	0.23	-	0.08	-	0.16	-
	電気伝導度 (μS/cm)	-	400	-	270	-	410	-
	塩化物イオン (mg/l)	-	35	-	18	-	9.2	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	-	0.02	-	<0.02	-	<0.02	-
	大腸菌数 CFU/100ml	-	7900	-	3300	-	790000	-
	ホルムアルデヒド (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-

 環境基準値を超過したもの

表 3-7 令和 5 年度 粕川 測定結果 (保泉橋 2)

		環境基準	粕川 保泉橋					
	採水月	-	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	流量 m ³ /s	-	3.0	1.9	3.8	2.4	1.4	3.2
	透視度 cm	-	>50	>50	>50	>50	>50	31
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.9	8.0	7.9	8.0	7.8	7.6
	DO (mg/l)	≥7.5	9.3	10.1	10.7	12.7	11.4	11.6
	BOD (mg/l)	≤2	1.5	1.9	2.0	3.6	3.9	7.4
	COD (mg/l)	-	4.9	3.7	4.3	5.4	7.1	6.4
	SS (mg/l)	≤25	12	10	12	6	10	18
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤300	1300	-	3100	-	970	-
	全窒素 (mg/l)	-	7.8	-	4.2	-	7.9	-
	全燐 (mg/l)	-	0.63	-	3.9	-	1.2	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0084	-	0.0065	-	0.031	-
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.011	0.016	0.014	0.021	0.065	0.063
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
健康項目	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	≤0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB (mg/l)	不検出	-	不検出	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/l)	≤0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	四塩化炭素 (mg/l)	≤0.002	-	<0.0002	-	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≤0.004	-	<0.0004	-	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.002	-	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.04	-	<0.002	-	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≤1	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≤0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	トリクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≤0.002	-	<0.0005	-	-	-	-
	チウラム (mg/l)	≤0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	シマジン (mg/l)	≤0.003	-	<0.0003	-	-	-	-
	チオベンカルブ (mg/l)	≤0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	ベンゼン (mg/l)	≤0.01	-	<0.001	-	-	-	-
	セレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.002	-	-	-	-
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	≤10	0.06	-	0.07	-	0.10	-
	硝酸性窒素 (mg/l)		5.0	-	3.9	-	5.4	-
	ふっ素 (mg/l)	≤0.8	0.11	-	0.11	-	0.07	-
	ほう素 (mg/l)	≤1	0.05	-	0.06	-	0.05	-
	1,4-ジオキサン (mg/l)	≤0.05	-	<0.005	-	-	-	-
	EPN (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
	銅含有量 (mg/l)	-	-	<0.01	-	-	-	-
	クロム含有量 (mg/l)	-	-	<0.02	-	-	-	-
その他	アンモニア性窒素 (mg/l)	-	0.08	-	0.18	-	0.61	-
	電気伝導度 (μS/cm)	-	340	-	320	-	420	-
	塩化物イオン (mg/l)	-	22	-	26	-	40	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	-	<0.02	-	<0.02	-	0.02	-
	大腸菌数 CFU/100ml	-	13000	-	13000	-	220000	-
	ホルムアルデヒド (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-

 環境基準値を超過したもの

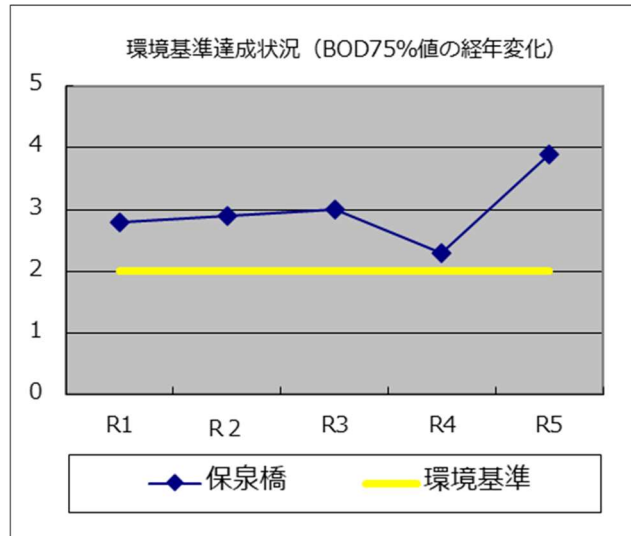


図 3-3 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化 (保泉橋)

(2) 広瀬川

伊勢崎市内を流れる広瀬川（生活環境項目 B 類型、水生生物の保全に係る水質環境基準生物 B 類型）について、栄橋、昭和橋、中島橋の 3 地点にて採水をし、分析を行っています。

測定回数は、中島橋のみ毎月 1 回実施し、その他の橋では年 4 回（5 月、8 月、11 月、翌年の 2 月）実施しています。

結果は次の表に示しました。

表 3-8 令和 5 年度 広瀬川 測定結果 (栄橋、昭和橋)

		環境基準	広瀬川 栄橋				広瀬川 昭和橋			
採水月		-	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
流量 m³/s		-	10.2	33.1	12.3	2.8	14.8	60.2	12.4	2.9
透視度 cm		-	>50	36	>50	>50	>50	14	>50	>50
大腸菌群数(MPN/100r)		-	2400	79000	4900	11000	3300	240000	7000	4900
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.3	7.4	7.6	7.8	7.3	7.4	7.7	7.7
	DO (mg/l)	≥5	10.2	8.2	9.8	12.4	10.1	8.1	9.8	11.6
	BOD (mg/l)	≤3	1.4	3.0	1.0	3.1	1.5	4.4	1.1	4.3
	SS (mg/l)	≤25	10	23	6	5	12	79	14	8
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤1000	520	9800	880	990	520	7400	1000	1300
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.004	0.006	0.003	0.010	0.003	0.009	0.002	0.011
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	-	<0.00006	-	-	-	<0.00006	-	-
健康項目	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0008	0.0025	<0.0006	0.010	<0.0006	0.0031	0.0006	0.012
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
特殊項目	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

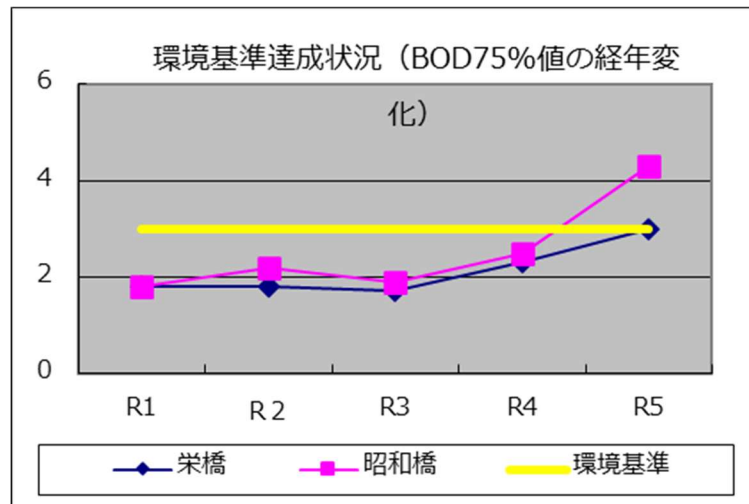


図 3-4 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化（栄橋、昭和橋）

表 3-9 令和 5 年度 広瀬川 測定結果 (中島橋 1)

		環境基準	広瀬川 中島橋						
	採水月	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	流量	m³/s	-	5.3	15.3	16.5	16.3	60.8	26.5
	透視度	cm	-	>50	>50	>50	>50	15	>50
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.8	7.4	7.6	7.7	7.3	7.5	
	DO	(mg/l) ≥5	10.0	10.0	8.9	8.4	7.7	8.2	
	BOD	(mg/l) ≤3	2.9	1.6	1.3	1.8	2.9	1.2	
	COD	(mg/l) -	4.5	4.3	4.0	3.5	7.6	3.4	
	SS	(mg/l) ≤25	10	9	15	12	110	8	
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤1000	620	-	1200	-	8900	-	
	全窒素	(mg/l) -	4.7	-	3.4	-	2.1	-	
	全磷	(mg/l) -	0.52	-	0.25	-	0.32	-	
	LAS	(mg/l) ≤0.05	0.0056	-	0.0016	-	0.0061	-	
	ノニルフェノール	(mg/l) ≤0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-	
	全亜鉛	(mg/l) ≤0.03	0.013	-	0.007	-	0.014	-	
	健康項目	ガドミウム	(mg/l) ≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン		(mg/l) 不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
鉛		(mg/l) ≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム		(mg/l) ≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
砒素		(mg/l) ≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
総水銀		(mg/l) ≤0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
PCB		(mg/l) 不検出	-	-	-	-	不検出	-	
ジクロロメタン		(mg/l) ≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-	
四塩化炭素		(mg/l) ≤0.002	-	-	-	-	<0.0002	-	
1,2-ジクロロエタン		(mg/l) ≤0.004	-	-	-	-	<0.0004	-	
1,1-ジクロロエチレン		(mg/l) ≤0.1	-	-	-	-	<0.002	-	
シス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/l) ≤0.04	-	-	-	-	<0.002	-	
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/l) ≤1	-	-	-	-	<0.0005	-	
1,1,2-トリクロロエタン		(mg/l) ≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-	
トリクロロエチレン		(mg/l) ≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-	
テトラクロロエチレン		(mg/l) ≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-	
1,3-ジクロロプロペン		(mg/l) ≤0.002	-	-	-	-	<0.0005	-	
チウラム		(mg/l) ≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-	
シマジン		(mg/l) ≤0.003	-	-	-	-	<0.0003	-	
チオベンカルブ		(mg/l) ≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-	
ベンゼン		(mg/l) ≤0.01	-	-	-	-	<0.001	-	
セレン		(mg/l) ≤0.01	-	-	-	-	<0.002	-	
亜硝酸性窒素		(mg/l) ≤10	0.13	-	0.03	-	0.02	-	
硝酸性窒素		(mg/l)	3.7	-	2.8	-	1.1	-	
ふっ素		(mg/l) ≤0.8	0.10	-	0.11	-	0.07	-	
ほう素		(mg/l) ≤1	0.07	-	0.03	-	<0.02	-	
1,4-ジオキサン		(mg/l) ≤0.05	-	-	-	-	<0.005	-	
EPN	(mg/l) -	-	-	-	-	<0.0006	-		
特殊項目	フェノール類	(mg/l) -	-	-	-	-	<0.005	-	
	銅含有量	(mg/l) -	-	-	-	-	<0.01	-	
	クロム含有量	(mg/l) -	-	-	-	-	<0.02	-	
その他	アンモニア性窒素	(mg/l) -	0.19	-	0.04	-	0.11	-	
	電気伝導度	(μS/cm)	-	300	-	220	-	380	-
	塩化物イオン	(mg/l) -	27	-	15	-	8.1	-	
	陰イオン界面活性剤	(mg/l) -	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	
	大腸菌数	CFU/100m	-	7900	-	7900	-	790000	-
	ホルムアルデヒド	(mg/l) -	-	-	-	-	<0.06	-	

 環境基準値を超過したもの

表 3-10 令和 5 年度 広瀬川 測定結果 (中島橋 2)

		環境基準	広瀬川 中島橋					
	採水月	-	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	流量 m^3/s	-	16.5	13.3	7.7	7.1	5.7	12.9
	透視度 cm	-	>50	>50	>50	>50	>50	29
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.7	7.8	7.9	7.8	7.8	7.5
	DO (mg/l)	≥ 5	9.3	10.4	10.9	12.2	11.1	11.4
	BOD (mg/l)	≤ 3	1.4	1.1	2.6	3.1	4.7	7.8
	COD (mg/l)	-	3.3	3.7	4.4	5.9	5.8	7.6
	SS (mg/l)	≤ 25	5	15	6	4	7	25
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤ 1000	800	-	430	-	1300	-
	全窒素 (mg/l)	-	3.6	-	4.9	-	7.0	-
	全磷 (mg/l)	-	0.30	-	2.4	-	0.68	-
	LAS (mg/l)	≤ 0.05	0.0024	-	0.0064	-	0.018	-
	ノニルフェノール (mg/l)	≤ 0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	全亜鉛 (mg/l)	≤ 0.03	0.005	-	0.011	-	0.042	-
	カドミウム (mg/l)	≤ 0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
健康項目	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤ 0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	≤ 0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB (mg/l)	不検出	-	不検出	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/l)	≤ 0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	四塩化炭素 (mg/l)	≤ 0.002	-	<0.0002	-	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≤ 0.004	-	<0.0004	-	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≤ 0.1	-	<0.002	-	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≤ 0.04	-	<0.002	-	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≤ 1	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≤ 0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	トリクロロエチレン (mg/l)	≤ 0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≤ 0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≤ 0.002	-	<0.0005	-	-	-	-
	チウラム (mg/l)	≤ 0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	シマジン (mg/l)	≤ 0.003	-	<0.0003	-	-	-	-
	チオベンカルブ (mg/l)	≤ 0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	ベンゼン (mg/l)	≤ 0.01	-	<0.001	-	-	-	-
	セレン (mg/l)	≤ 0.01	-	<0.002	-	-	-	-
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	≤ 10	0.04	-	0.12	-	0.21	-
	硝酸性窒素 (mg/l)		3.4	-	4.5	-	5.3	-
	ふっ素 (mg/l)	≤ 0.8	0.13	-	0.09	-	0.08	-
	ほう素 (mg/l)	≤ 1	0.06	-	0.07	-	0.07	-
	1,4-ジオキサン (mg/l)	≤ 0.05	-	<0.005	-	-	-	-
	EPN (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	-	-	<0.005	-	-	-	-
	銅含有量 (mg/l)	-	-	<0.01	-	-	-	-
	クロム含有量 (mg/l)	-	-	<0.02	-	-	-	-
その他	アンモニア性窒素 (mg/l)	-	0.06	-	0.11	-	0.51	-
	電気伝導度 $(\mu\text{S}/\text{cm})$	-	320	-	330	-	360	-
	塩化物イオン (mg/l)	-	18	-	25	-	31	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	-	<0.02	-	0.02	-	<0.02	-
	大腸菌数 $\text{CFU}/100\text{m}$	-	11000	-	3300	-	490000	-
	ホルムアルデヒド (mg/l)	-	-	<0.06	-	-	-	-

 環境基準値を超過したもの

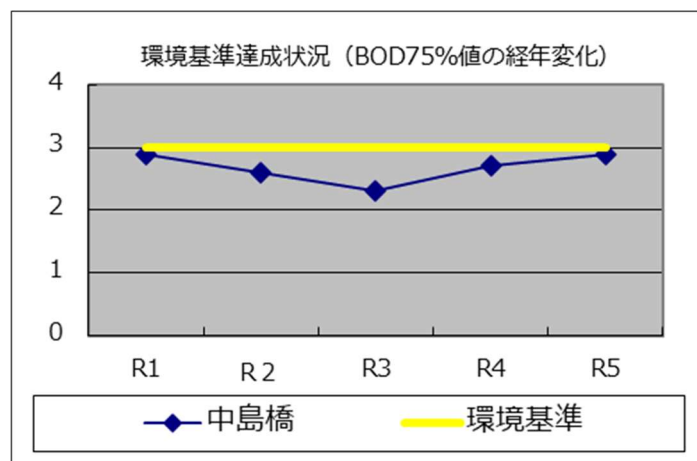


図 3-5 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化 (中島橋)

(3) 早川 上流

伊勢崎市内を流れる早川上流（生活環境項目 A 類型、水生生物の保全に係る水質環境基準生物 B 類型）について、早川橋と天神橋の 2 地点にて採水をし、分析を行いました。

測定回数は、早川橋は毎月 1 回実施し、天神橋では年 4 回（5 月、8 月、11 月、翌年の 2 月）実施しています。

結果は次の表に示しました。

表 3-11 令和 5 年度 早川上流 測定結果 (天神橋)

		環境基準	早川(上流) 天神橋			
	採水月	-	5月	8月	11月	2月
	流量 m^3/s	-	0.98	1.3	2.5	0.26
	透視度 cm	-	>50	>50	32	>50
	大腸菌群数(MPN/100ml)	-	490000	1300000	24000	4900000
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.3	7.4	7.6	7.8
	DO (mg/l)	≥ 7.5	10.7	8.4	10.0	12.7
	BOD (mg/l)	≤ 2	1.5	1.4	1.1	3.9
	SS (mg/l)	≤ 25	7	21	15	6
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤ 300	2900	1200	930	1100
	全垂鉛 (mg/l)	≤ 0.03	0.002	0.001	0.001	0.009
	ノニルフェノール (mg/l)	≤ 0.002	-	<0.00006	-	-
健康項目	LAS (mg/l)	≤ 0.05	0.0009	<0.0006	0.0008	0.010
	カドミウム (mg/l)	≤ 0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤ 0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
特殊項目	砒素 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

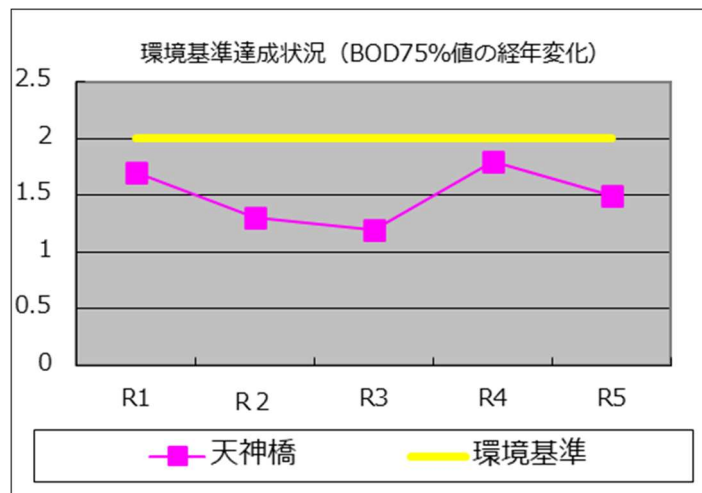


図 3-6 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化（天神橋）

表 3-12 令和 5 年度 早川上流 測定結果（早川橋 1）

		環境基準	早川上流 早川橋					
	採水月	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	流量 m ³ /s	-	0.17	0.91	1.6	1.0	1.1	2.2
	透視度 cm	-	>50	>50	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.8	7.2	7.5	7.8	7.4	7.5
	DO (mg/l)	≥7.5	10.1	10.9	9.1	8.8	9.2	8.4
	BOD (mg/l)	≤2	2.1	1.1	1.2	1.4	1.2	1.0
	COD (mg/l)	-	4.2	2.1	3.0	2.2	2.4	3.9
	SS (mg/l)	≤25	6	6	13	7	11	14
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤300	840	-	1100	-	610	-
	全窒素 (mg/l)	-	4.3	-	2.0	-	1.2	-
	全燐 (mg/l)	-	0.21	-	0.062	-	0.10	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0053	-	0.0055	-	<0.0006	-
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.006	-	0.003	-	<0.001	-
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
健康項目	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	≤0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB (mg/l)	不検出	-	-	-	-	不検出	-
	ジクロロメタン (mg/l)	≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-
	四塩化炭素 (mg/l)	≤0.002	-	-	-	-	<0.0002	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≤0.004	-	-	-	-	<0.0004	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.1	-	-	-	-	<0.002	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.04	-	-	-	-	<0.002	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≤1	-	-	-	-	<0.0005	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-
	トリクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.0005	-
	1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	≤0.002	-	-	-	-	<0.0005	-
	チウラム (mg/l)	≤0.006	-	-	-	-	<0.0006	-
	シマジン (mg/l)	≤0.003	-	-	-	-	<0.0003	-
	チオベンカルブ (mg/l)	≤0.02	-	-	-	-	<0.002	-
	ベンゼン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.001	-
	セレン (mg/l)	≤0.01	-	-	-	-	<0.002	-
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	≤10	0.06	-	<0.01	-	<0.01	-
	硝酸性窒素 (mg/l)		3.4	-	2.0	-	0.94	-
	ふっ素 (mg/l)	≤0.8	0.04	-	0.11	-	0.08	-
	ほう素 (mg/l)	≤1	0.04	-	0.02	-	<0.02	-
	1,4-ジオキサン (mg/l)	≤0.05	-	-	-	-	<0.005	-
	EPN (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.0006	-
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
	銅含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.01	-
	クロム含有量 (mg/l)	-	-	-	-	-	<0.02	-
その他	アンモニア性窒素 (mg/l)	-	0.21	-	0.03	-	<0.01	-
	電気伝導度 (μS/cm)	-	170	-	150	-	140	-
	塩化物イオン (mg/l)	-	11	-	9.8	-	7.5	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-
	大腸菌数 CFU/100m	-	17000	-	11000	-	49000	-
	ホルムアルデヒド (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-

 環境基準値を超過したもの

表 3-13 令和 5 年度 早川上流 測定結果 (早川橋 2)

		環境基準	早川上流 早川橋					
	採水月	-	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	流量 m ³ /s	-	2.1	2.0	0.63	0.09	0.15	0.41
	透視度 cm	-	37	29	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.6	7.5	7.8	7.8	7.7	7.7
	DO (mg/l)	≥7.5	9.8	10.8	11.1	12.8	12.9	11.9
	BOD (mg/l)	≤2	1.2	0.9	1.2	2.2	1.9	2.7
	COD (mg/l)	-	4.4	3.7	2.3	4.5	3.0	3.4
	SS (mg/l)	≤25	13	15	1	1	3	4
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤300	670	-	230	-	610	-
	全窒素 (mg/l)	-	2.2	-	2.1	-	4.1	-
	全燐 (mg/l)	-	0.11	-	0.050	-	0.080	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0050	-	0.0036	-	0.0060	-
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	<0.00006	-	<0.00006	-	<0.00006	-
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.002	-	<0.001	-	0.005	-
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
健康項目	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	≤0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB (mg/l)	不検出	-	不検出	-	-	-	-
	ジクロロメタン (mg/l)	≤0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	四塩化炭素 (mg/l)	≤0.002	-	<0.0002	-	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≤0.004	-	<0.0004	-	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.1	-	<0.002	-	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≤0.04	-	<0.002	-	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≤1	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≤0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	トリクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.0005	-	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≤0.002	-	<0.0005	-	-	-	-
	チウラム (mg/l)	≤0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
	シマジン (mg/l)	≤0.003	-	<0.0003	-	-	-	-
	チオベンカルブ (mg/l)	≤0.02	-	<0.002	-	-	-	-
	ベンゼン (mg/l)	≤0.01	-	<0.001	-	-	-	-
	セレン (mg/l)	≤0.01	-	<0.002	-	-	-	-
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	≤10	<0.01	-	0.03	-	0.03	-
	硝酸性窒素 (mg/l)		1.9	-	2.1	-	2.9	-
	ふっ素 (mg/l)	≤0.8	0.10	-	0.06	-	0.03	-
	ほう素 (mg/l)	≤1	0.05	-	0.07	-	0.07	-
	1,4-ジオキサン (mg/l)	≤0.05	-	<0.005	-	-	-	-
	EPN (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-
	銅含有量 (mg/l)	-	-	<0.01	-	-	-	-
	クロム含有量 (mg/l)	-	-	<0.02	-	-	-	-
その他	アンモニア性窒素 (mg/l)	-	<0.01	-	0.06	-	0.17	-
	電気伝導度 (μS/cm)	-	170	-	330	-	200	-
	塩化物イオン (mg/l)	-	10	-	10	-	11	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-
	大腸菌数 CFU/100m	-	17000	-	7900	-	4900	-
	ホルムアルデヒド (mg/l)	-	-	-	-	-	-	-

 環境基準値を超過したもの

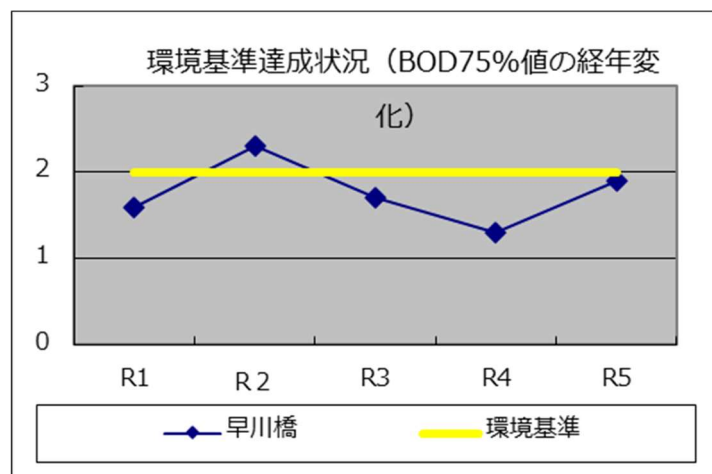


図 3-7 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化 (早川橋)

(4) 早川 下流

伊勢崎市内を流れる早川下流（生活環境項目 B 類型、水生生物の保全に係る水質環境基準生物 B 類型）について、小泉稻荷橋、銀杏橋、薬師橋の 3 地点にて採水をし、分析を行いました。

測定回数は年 4 回（5 月、8 月、11 月、翌年の 2 月）実施しています。

結果は次の表に示しました。

表 3-14 令和 5 年度 早川下流 測定結果 (小泉稻荷橋、銀杏橋)

		環境基準	早川(下流) 小泉稻荷橋				早川(下流) 銀杏橋			
採水月		-	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
生活環境項目	流量 (m ³ /s)	-	0.99	1.4	2.5	0.29	1.2	4.1	2.6	0.50
	透視度 (cm)	-	>50	11	>50	>50	>50	7	37	>50
	大腸菌群数(MPN/100ml)	-	130000	220000	49000	140000	490000	240000	110000	220000
	pH	6.5-8.5	7.2	7.4	7.6	6.7	7.2	7.3	7.7	7.7
	DO (mg/l)	≥5	9.9	8.5	9.9	11.5	10.1	7.3	9.6	11.2
	BOD (mg/l)	≤3	2.2	2.8	1.2	40	3.0	11	1.4	31
	SS (mg/l)	≤25	12	54	8	6	10	230	11	5
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤1000	3300	7900	510	7900	8600	13000	870	3100
	全亜鉛 (mg/l)	≤0.03	0.004	0.006	0.001	0.013	0.003	0.014	0.002	0.020
	ノニルフェノール (mg/l)	≤0.002	-	<0.00006	-	-	-	<0.00006	-	-
健康項目	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0008	0.0034	0.0015	0.013	0.0035	0.0076	0.0044	0.027
	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

表 3-15 令和 5 年度 早川下流 測定結果（薬師橋）

		環境基準	早川(上流) 天神橋			
	採水月	-	5月	8月	11月	2月
	流量 m^3/s	-	0.98	1.3	2.5	0.26
	透視度 cm	-	>50	>50	32	>50
	大腸菌群数(MPN/100ml)	-	490000	1300000	24000	4900000
生活環境項目	pH	6.5-8.5	7.3	7.4	7.6	7.8
	DO (mg/l)	≥ 7.5	10.7	8.4	10.0	12.7
	BOD (mg/l)	≤ 2	1.5	1.4	1.1	3.9
	SS (mg/l)	≤ 25	7	21	15	6
	大腸菌数(CFU/100ml)	≤ 300	2900	1200	930	1100
	全亜鉛 (mg/l)	≤ 0.03	0.002	0.001	0.001	0.009
	ノニルフェノール (mg/l)	≤ 0.002	-	<0.00006	-	-
	LAS (mg/l)	≤ 0.05	0.0009	<0.0006	0.0008	0.010
健康項目	カドミウム (mg/l)	≤ 0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤ 0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤ 0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

環境基準値を超過したもの

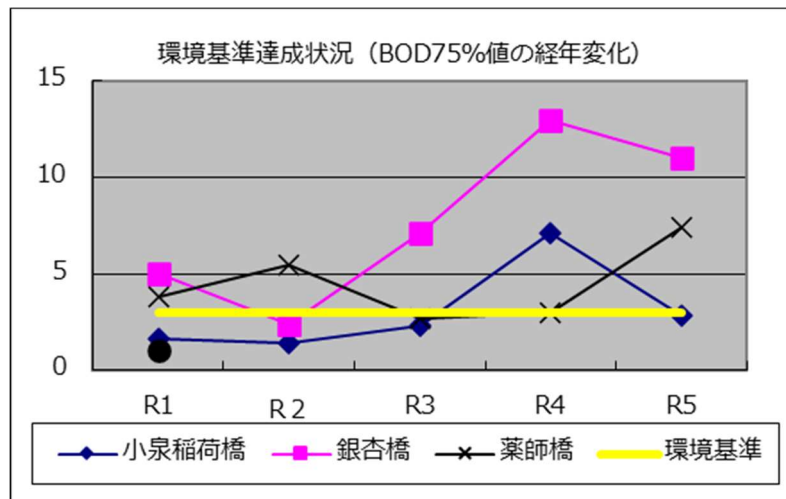


図 3-8 環境基準達成状況 BOD75%値の経年変化
(小泉稻荷橋、銀杏橋、薬師橋)

(5) 蛇 川

伊勢崎市内を流れる蛇川について新開橋にて、採水をし、分析を行っています。測定回数は年4回（5月、8月、11月、翌年の2月）実施しています。測定結果を次の表に示しました。

表 3-16 令和5年度 蛇川 測定結果（新開橋）

		環境基準	蛇川 新開橋			
	採水月	-	5月	8月	11月	2月
	流量 m ³ /s	-				
生活環境項目	透視度 cm	-	>50	22	>50	>50
	大腸菌群数(MPN/100r	-	2200	330000	22000	490
	pH	-	7.8	7.3	7.8	7.7
	DO (mg/l)	-	10.0	7.5	8.2	10.3
	BOD (mg/l)	-	1.2	1.6	1.9	0.7
	SS (mg/l)	-	2	20	5	<1
	大腸菌数(CFU/100ml)	-	440	12000	560	500
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.056	0.016	0.026	0.43
	ノニルフェノール (mg/l)	-	-	<0.00006	-	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0047	0.0044	0.0066	0.027
健康項目	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

※蛇川については、生活環境項目に関して環境基準の適用はありません。

(6) 萑 川

伊勢崎市内を流れる萑川について、島北橋にて採水をし、分析を行っています。測定回数は年4回（5月、8月、11月、翌年の2月）実施をしています。

水質測定結果を次の表に示しました。

表 3-17 令和 5 年度 葦川 測定結果（島北橋）

		環境基準	葦川 島北橋			
	採水月	-	5月	8月	11月	2月
	流量 m ³ /s	-	0.75	11.6	0.36	0.40
	透視度 cm	-	>50	15	>50	>50
	大腸菌群数(MPN/100r	-	11000	1300000	14000	4900
生活環境項目	pH	-	7.8	7.1	8.3	8.1
	DO (mg/l)	-	9.3	7.6	11.5	9.0
	BOD (mg/l)	-	3.8	3.4	3.6	7.6
	SS (mg/l)	-	18	38	4	8
	大腸菌数(CFU/100ml)	-	590	9200	410	1000
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.007	0.014	0.007	0.021
	ノニルフェノール (mg/l)	-	-	<0.00006	-	-
	LAS (mg/l)	≤0.05	0.0031	0.0053	0.0062	0.040
健康項目	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

(7) 沼の水質

伊勢崎市内の波志江沼（上沼、下沼）、華蔵寺沼、伊与久沼について採水をし、分析を行っています。測定回数は年2回（5月、8月）実施しています。測定結果を次の表に示しました。

表 3-18 令和 5 年度 波志江沼（上沼、下沼）測定結果

		環境基準	波志江沼 上沼		波志江沼 下沼	
	採水月	-	5月	8月	5月	8月
	透視度 cm	-	>50	17	>50	17
生活環境項目	pH	-	8.6	9.3	9.0	9.4
	DO (mg/l)	-	9.9	12.0	11.3	11.8
	COD (mg/l)	-	6.4	13.2	7.7	12.8
	SS (mg/l)	-	3	34	2	27
	大腸菌数(CFU/100ml)	-	200	480	410	820
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.002	0.001	0.001	0.001
	ノニルフェノール (mg/l)	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	LAS (mg/l)	≤0.05	<0.0006	0.0006	<0.0006	0.0011
健康項目	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

表 3-19 令和 5 年度 華蔵寺沼、伊与久沼 測定結果

		環境基準	華蔵寺沼		伊与久沼	
	採水月	-	5月	8月	5月	8月
	透視度 cm	-	13	11	10	25
生活環境項目	pH	-	8.3	9.5	8.3	7.7
	DO (mg/l)	-	10.4	13.7	10.2	4.9
	COD (mg/l)	-	22.9	31.8	30.7	9.6
	SS (mg/l)	-	37	26	54	19
	大腸菌数(CFU/100ml)	-	290	480	720	270
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.003	0.009	0.004	0.002
	ノニルフェノール (mg/l)	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	LAS (mg/l)	≤0.05	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
健康項目	カドミウム (mg/l)	≤0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	鉛 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/l)	≤0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素 (mg/l)	≤0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	銅 (mg/l)	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/l)	-	<0.1	<0.1	0.2	<0.1
	溶解性マンガン (mg/l)	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	クロム (mg/l)	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

表 3-20 生活環境項目 環境基準（湖沼）

類型	項目	利用目的 の適応性	基準値			
			水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)
AA		水道1級、水産1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上
A		水道2、3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上
B		水道3級、工業用水1級 農業用水	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上
C		工業用水2級 環境保全	6.5以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上

※湖沼や海域では汚れを測る代表的な目安として、BOD ではなく COD が使われます。

※市内の沼については、生活環境項目の環境基準の適用はありません。

3-4 排水基準

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、人の健康を保護するため、水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例等により、特定施設を設置する工場・事業場に対し排水濃度の基準を設けて排水を規制しています(表3-21、表3-22)。

表 3-21 有害物質の許容限度

	特定事業場（排水基準）				水質特定事業場（排水基準）			その他の工場・事業場（排水基準）			
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設					豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設	
日平均排水量	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 以上	10m ³ 未満	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 未満	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 以上	10m ³ 未満
カドミウム及びその化合物	0.03				0.03			-			
シアン化合物	1				1			-			
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント ン及びEPNに限る)	1				1			-			
鉛及びその化合物	0.1				0.1			-			
六価クロム化合物	0.5				0.5			-			
ヒソ 砒素及びその化合物	0.1				0.1			-			
水銀及びアルキル水銀及 びその他の水銀化合物	0.005				0.005			-			
アルキル水銀化合物	検出されないこと				検出されないこと			-			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003				0.003			-			
トリクロロエチレン	0.1				0.1			-			
テトラクロロエチレン	0.1				0.1			-			
ジクロロメタン	0.2				0.2			-			
四塩化炭素	0.02				0.02			-			
1,2-ジクロロエタン	0.04				0.04			-			
1,1-ジクロロエチレン	1				1			-			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4				0.4			-			
1,1,1-トリクロロエタン	3				3			-			
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				0.06			-			
1,3-ジクロロプロペン	0.02				0.02			-			
チウラム	0.06				0.06			-			
シマジン	0.03				0.03			-			
チオベンカルブ	0.2				0.2			-			
ベンゼン	0.1				0.1			-			
セレン及びその化合物	0.1				0.1			-			
ほう素及びその化合物	10(※)				10			-			
ふっ素及びその化合物	8(※)				8			-			
アンモニア、アンモニウ ム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100(※)				100			-			
1,4-ジオキサン	0.5				0.5			-			

備考：

1. 単位はmg/l
2. (※) は、業種により暫定基準の適用があります。
3. 平成 24 年 5 月 25 日より 1,4-ジオキサンが追加されました。
4. 平成 26 年 12 月 1 日よりカドミウム及びその化合物の値が変更になりました。
5. 平成 27 年 10 月 21 日よりトリクロロエチレンの値が変更になりました。

表 3-22 生活環境項目の許容限度

	特定事業場（排水基準）				水質特定事業場（排水基準）			その他の工場・事業場（排水基準）			
	豚房施設、牛房施設 及び馬房施設以外の 特定施設		豚房施設、 牛房施設及 び馬房施設					豚房施設、牛房施設 及び馬房施設以外の 特定施設		豚房施設、 牛房施設及 び馬房施設	
日平均排水量	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 以上	10m ³ 未満	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 未満	30m ³ 以上	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 以上	10m ³ 未 満
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下				-	5.8以上8.6以下		-	5.8以上8.6以下		-
生物化学的酸素要求量	25	60	80	-	25	60	-	25	60	80	-
化学的酸素要求量	25	60	80	-	25	60	-	25	60	80	-
浮遊物質	50	70	120	-	50	70	-	50	70	120	-
ノルマルヘキサン抽出物 質（鉱油類含有量）	5			-	5		-	-			
ノルマルヘキサン抽出物 質（動植物油脂類含有 量）	30			-	30		-	-			
フェノール類含有量	1			-	1		-	-			
銅含有量	3			-	3		-	-			
亜鉛含有量（※）	2			-	2		-	-			
溶解性鉄含有量	10			-	10		-	-			
溶解性マンガン含有量	10			-	10		-	-			
クロム含有量	2			-	2		-	-			
大腸菌群数	(3000)			-	(3000)		-	-			
窒素含有量（※）	120	(60)	-	-	120	(60)	-	-	-	-	-
燐含有量（※）	16	(8)	-	-	16	(8)	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	-			-	10		-	-			

備考：

1. 単位はmg/l（pH は単位なし、大腸菌群数は個/c m³）。（ ）は日間平均値。
2. （※）は、業種により暫定基準の適用があります。
3. BOD については海域及び湖沼以外の公共用水域への排出に限って適用し、COD については海域及び湖沼への排出に限って適用する。
4. 亜鉛含有量の暫定排水基準（4mg/l）の適用期限については、電気めっき業に限り、令和 11 年 12 月 10 日までである。

3-5 排水基準遵守状況

水質汚濁防止法第 22 条の規定に基づき、特定事業場への立ち入り検査を実施した結果による排水基準の不適合状況を下の表に示します。

業種では金属製品製造業及び食料品製造業、検査項目では BOD の不適合事業場数が多くなっています。

違反事業場については、指導書により改善計画書を提出させています。なお、翌年度に再度立入検査を実施することで、改善内容を検証しています。

表 3-23 令和 5 年度 立入状況

立 入 件 数	違 反 事 業 場 数	違 反 率
62	9	14.5%

表 3-24 令和 5 年度 違反業種内訳

業種	違反件数
輸送用機械器具製造業	1
食料品製造業	2
農業	1
金属製品製造業	3
洗濯・理容・美容・浴場業	1
その他サービス業	1
計	9

表 3-25 令和 5 年度 不適合検査項目別数

項目	件数
pH	1
生物化学的酸素要求量	5
浮遊物質	2
窒素含有量	1
燐含有量	2
鉛およびその化合物	1
トリクロロエチレン	1
ジクロロメタン	1
合計	14

3-6 水質汚濁防止法等に基づく届出

市内に既設又は新設した工場及び事業場の特定施設等については、水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づき届出がなされています。

以下に特定施設等届出状況を示しました。

表 3-26 特定施設等届出状況（水質汚濁防止法）

設置		使用	特定施設 変更	承継	廃止	氏名等変 更	計
新設	増設						
6	2	0	5	1	7	12	33

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

3-7 汚水処理状況

炊事や洗濯、入浴などから出る生活排水は、河川の水質汚濁の大きな要因となっています。これらの生活排水は、下水道、農業集落排水、浄化槽などによりきれいにされ、河川に放流されています。河川の水質を良くするためには、これらの汚水処理施設の計画的な整備や維持管理が重要となります。

(1) 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、下水道と類似施設（農業集落排水等）の普及人口に、合併処理浄化槽人口を加えたものを総人口で割った値です。

以下に伊勢崎市における汚水処理人口普及率の経年変化及び伊勢崎市内における汚水処理施設別の普及率を示しました。

伊勢崎市の汚水処理人口普及率は令和 5 年度末で 70.33%であり、全国や群馬県に比べ低い値になっています。また、処理施設別の割合を大きい順に挙げていきますと下水道、合併浄化槽、農業集落排水の順番となっています。

表 3-28 汚水処理人口普及率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
伊勢崎市	66.82%	67.34%	68.14%	68.79%	69.52%	70.33%
群馬県	81.3%	81.8%	82.6%	83.1%	84.2%	85.0%
全国	91.4%	91.7%	92.1%	92.6%	92.9%	93.3%

表 3-29 汚水処理施設別の普及率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道	34.34%	35.43%	35.75%	36.02%	36.22%	36.50%
農業集落排水	5.97%	5.11%	5.11%	5.13%	5.19%	5.22%
コミュニティプラント	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	26.51%	26.67%	27.29%	27.64%	28.12%	28.61%
汚水処理普及率	66.82%	67.34%	68.14%	68.79%	69.52%	70.33%

(2) 浄化槽法第 11 条検査

浄化槽法第 11 条検査は浄化槽管理者に、毎年 1 回受けることが義務付けられている検査です。この検査は、保守点検及び清掃が正しく行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを判断するためのものです。

以下に伊勢崎市における 11 条検査の受検率及び全国、群馬県との比較を示しました。

伊勢崎市の令和 5 年度の受検率は 75.9%で群馬県よりも若干低い値です。
例年受検率は全国と比べて高い割合となっております。

表 3-30 11 条検査の受検率

	前年度末 設置数	11条検査 受検数	受検率
令和元年度	45,456	32,139	70.7%
令和2年度	45,896	33,822	73.7%
令和3年度	45,935	34,182	74.4%
令和4年度	46,337	34,908	75.3%
令和5年度	46,663	35,403	75.9%

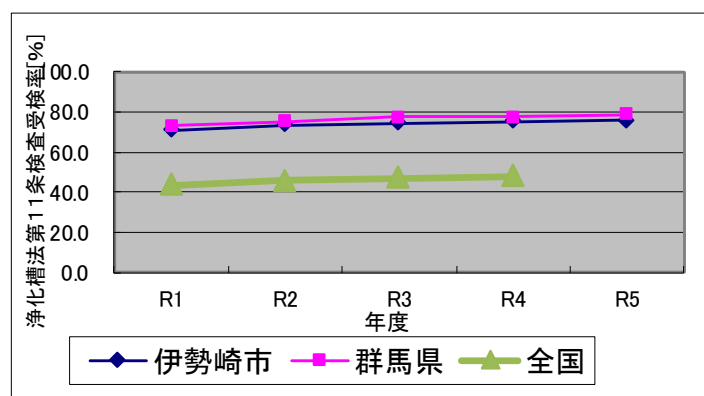


図 3-9 11 条検査受検率 経年変化

※令和 5 年度の全国の受検率は未発表です。

4 土壌汚染

4-1 土壌汚染対策法に基づく届出等

平成 15 年 2 月 15 日に、土壌の汚染状況の把握や人の健康に係る被害の防止を目的として、土壌汚染対策法が施行されました。この法律により特定有害物質を使用等していた施設の廃止時等に、土壌の汚染状況を調査することが義務付けられました。また、この調査の結果、指定基準（表 4-1）に適合していない場合には、「土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域（要措置区域）」または、「土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではないが、土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）」として指定されます。

平成 22 年 4 月 1 日より土壌汚染対策法が一部改正され、一定の規模として 3,000 m²以上の土地の形質の変更をする際に届出が義務付けられました。また、自主的な調査によって土壌汚染が判明した場合等に、区域の指定の申請をすることができるようになりました。

平成 30 年 4 月 1 日から、一定の規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、法令に則った調査を事前に行った場合には、調査結果を併せて提出できるようになりました。

平成 31 年 4 月 1 日から、一定の規模以上の土地の形質の変更の届出対象規模が、その土地の使用履歴によって 3,000 m²以上ではなく、900 m²以上の場合でも対象となりました。

表 4-1 指定基準（土壌の汚染状態に関する基準）

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	第 1 種特定有害物質	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
四塩化炭素		検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.1mg 以下であること	

1,2-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン		検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
ジクロロメタン		検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ベンゼン		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
カドミウム及びその化合物	第 2 種特定有害物質	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につき 45mg 以下であること
六価クロム化合物		検液 1L につき 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき 250mg 以下であること
シアン化合物		検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること
水銀及びその化合物		検液 1L につき 0.0005mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき 15mg 以下であること
セレン及びその化合物		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 150mg 以下であること
鉛及びその化合物		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 150mg 以下であること
ヒ素 砒素及びその化合物		検液 1L につき 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		検液 1L につき 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること
ほう素及びその化合物		検液 1L につき 1mg 以下であること	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること

シマジン	第 3 種特定有害物質	検液 1L につき 0.003mg 以下 であること
チオベンカルブ		検液 1L につき 0.02mg 以下で あること
チウラム		検液 1L につき 0.006mg 以下 であること
P C B		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

(注)「土壌溶出量基準」は、地下水の摂取などによる健康影響の観点から定められています。

「土壌含有量基準」は、汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められています。

※ 平成 26 年 3 月 20 日に 1,1-ジクロロエチレンの溶出量基準が検液 1L につき「0.02mg 以下」

であることから「0.1mg 以下」であることに見直されました。

※ 平成 29 年 4 月 1 日にクロロエチレンが特定有害物質に指定されました。

※ 平成 31 年 4 月 1 日にシス-1,2-ジクロロエチレンが改正され、1,2-ジクロロエチレンが設定されました。

※ 令和 3 年 4 月 1 日にカドミウム及びトリクロロエチレンの指定基準が見直されました。

令和 5 年度の届出等の状況を表 4-2 に示します。

表 4-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の状況

土壌汚染状況 調査結果報告 (第3条)	土壌汚染状況 調査結果報告 期限延長申請	第3条第1項た だし書の確認 申請	特定有害物質 の種類の通知 申請書	一定の規模以 上の土地の形 質の変更届出 書	土壌汚染状況 調査結果報告 (第4条)	土地利用方法 変更届出	承継届出	形質変更要届 出区域内にお ける土地の形 質変更届	汚染土壌の区 域外搬出届出	指定の申請	措置完了報告	計
1	0	3	0	52	1	1	1	1	1	1	0	62

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

5 騒音

騒音とは「好ましくない音」「なければよい音」とされていますが、音自体はわれわれの生活の中で欠くことのできないものです。言葉を始め、いろいろな音による情報の伝達、音楽そのほか音を離れての生活は考えられませんが、美しい音楽も時としては騒音となることもあります。このように騒音は受ける側の感覚・主観が多分に作用するため、多く寄せられる苦情です。

騒音の大きさの例

120	dB	飛行機のエンジンの近く
110	dB	自動車の警笛（前方2メートル）
100	dB	電車が通るときのガード下
90	dB	大声による独唱
80	dB	地下鉄の車内
70	dB	電話のベル・騒々しい街頭
60	dB	静かな乗用車
50	dB	静かな事務所
40	dB	市内の深夜・図書館
30	dB	郊外の深夜
20	dB	置き時計の秒針の音（前方1メートル）

5-1 騒音規制法

（1）目的

- ①工場や事業場における事業活動によって生じる騒音及び建設工事によって発生する騒音について必要な規制を行うこと。
- ②自動車騒音について許容限度を定めること。
- ③上記により国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

（2）定義

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音を発生する施設として政令で定めるものをいう。

「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

「特定工場等」とは、特定施設を設置している工場又は事業場をいう。

(3) 届出義務

指定地域内において特定施設の設置等を行う場合は30日前までに市長に届け出なければならない。

指定地域内において特定建設作業を行う場合は7日前までに市長に届け出なければならない。

(4) 罰則

特定工場等が規制基準に適合せず周辺の生活環境を損なっている場合、市長は期限を定めて改善勧告、改善命令を行う。

改善命令に従わない場合、罰則が適用される。

5-2 環境基準

(1) 環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで望ましい基準として環境基準が定められています。

① 地域の類型

表 5-1 地域別類型

地域の類型	指定地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域に指定された地域
B	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、指定地域のうち第2種区域に指定された地域
C	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあつては、指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された地域

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

② 一般地域

表 5-2 環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A A	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

③ 道路に面する地域

表 5-3 環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

注 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

- 1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
- 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、その範囲を特定する。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 5-4 環境基準（幹線交通を担う道路に隣接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 dB 以下	65 dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（２）達成期間の設定

① 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

環境基準の施行後直ちに達成され、または維持されるよう努める。

② 道路に面する地域

既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、または維持されるよう努める。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を越える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。

道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努める。

5-3 環境騒音測定

騒音規制法第21条の2の規定に基づき騒音に係る環境基準の適合状況を把握するため、市内11地点（一般地域3地点、道路に面する地域8地点）で測定調査を行いました。

表5-5 環境基準達成状況

区分	地域の類型	測定地点数	昼（6時～22時）		夜（22時～6時）		全時間帯での	
			環境基準の達成		環境基準の達成		環境基準達成	
			地点数	比率（％）	地点数	比率（％）	地点数	比率（％）
一般地域	A類型	1	1	100%	1	100%	1	100%
一般地域	B類型	1	1	100%	1	100%	1	100%
一般地域	C類型	1	1	100%	1	100%	1	100%
一般地域計		3	3	100%	3	100%	3	100%
道路に面する地域	A類型	0	-	-	-	-	-	-
道路に面する地域	B類型	6	6	100%	5	83%	5	83%
道路に面する地域	C類型	2	1	50%	0	0%	0	0%
道路に面する地域計		8	7	88%	5	63%	5	63%
計		11	10	91%	8	73%	8	73%

表5-6 地点別騒音測定結果（一般地域）

単位：dB

No.	測定地点	住 所	測定日	地域の 類型	昼（6時～22時）		夜（22時～6時）	
					環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
1	三郷1号公園	波志江町1911-1	R5.11.21～ R5.11.22	A	55	45	45	43
2	赤堀環境センター	堀下町308-2	R5.11.21～ R5.11.22	B	55	46	45	42
3	清掃リサイクルセンター21	柴町954	R5.11.21～ R5.11.22	C	60	43	50	41

表5-7 地点別騒音測定結果(道路に面する地域)

単位：dB

No.	路線名	測定地点	測定日	区域の類型	昼（6時～22時）		夜（22時～6時）	
		測定地点住所			環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
1	一般国道462号	今泉町二丁目461-1付近	R5.12.18～ R5.12.19	B	70	67	65	62
2	主要地方道伊勢崎深谷線	境木島242-1付近	R5.12.20～ R5.12.21	B	70	70	65	66
3	主要地方道伊勢崎深谷線	境26付近	R5.12.20～ R5.12.21	C	70	69	65	66
4	主要地方道伊勢崎本庄線	富塚町220-1付近	R5.12.20～ R5.12.21	C	70	71	65	68
5	主要地方道伊勢崎本庄線	中町732-1付近	R5.12.20～ R5.12.21	B	70	65	65	61
6	主要地方道足利伊勢崎線	東小保方1030-2付近	R5.12.18～ R5.12.19	B	70	69	65	65
7	主要地方道足利伊勢崎線	下植木町980-55付近	R5.12.18～ R5.12.19	B	70	64	65	60
8	主要地方道伊勢崎大胡線	安堀町1883-7付近	R5.12.18～ R5.12.19	B	70	65	65	59

 基準値を超過したもの

5-4 自動車騒音の常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における主要幹線道路を対象とし、環境騒音測定「道路に面する地域」の測定結果をもとに自動車騒音の常時監視を実施しました。

なお、評価における推計方法等は、環境省より示されている「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」に基づいて行ったものです。

表5-8 道路に面する地域における自動車騒音の面的評価

No.	路線名	評価区間		評価区間 内住居等 戸数 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		道路交通セン サス	区間延長 (km)		戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)
1	一般国道462号	29070	2.1	406	406	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	主要地方道伊勢崎深谷線	40700 40710	6.0	531	516	97.2%	15	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
3	主要地方道伊勢崎深谷線	60725	1.8	273	227	83.2%	46	16.8%	0	0.0%	0	0.0%
4	主要地方道伊勢崎本庄線	40840 40850	4.2	524	479	91.4%	29	5.5%	0	0.0%	16	3.1%
5	主要地方道伊勢崎本庄線 主要地方道伊勢崎大胡線	42990	2.0	248	246	99.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%
6	主要地方道足利伊勢崎線	41670	3.2	291	262	90.0%	0	0.0%	2	0.7%	29	10.0%
7	主要地方道足利伊勢崎線	41680 41690	3.9	565	565	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8	主要地方道伊勢崎大胡線	43000 43010	3.8	525	525	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

* 面的評価は、幹線交通を担う道路の道路端から50mの範囲で、近接空間（2車線以下の道路 道路端から15m、2車線を超える道路 道路端から20m）及び非近接空間（近接空間以外の場所）を対象範囲とします。

5-5 指定地域及び規制基準

騒音規制法・群馬県の生活環境を保全する条例に基づいた、特定工場等において発生する騒音、特定建設作業において発生する騒音の指定地域及び規制基準は、次の表のとおりです。

表 5-9 騒音規制法・群馬県の生活環境を保全する条例に基づく特定工場等の指定地域

騒音規制区域の区分	区 域 名
第 1 種区域	境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
第 2 種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域を除く区域（第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除く。） 2 赤堀都市計画区域のうち第 3 種区域を除く区域 3 東都市計画区域のうち第 3 種区域を除く区域
第 3 種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域（第 4 種区域を除く。） 2 波志江町のうち市道（伊）1—525号線、同 1—165号線、同 1—550号線及び同219号線に囲まれた区域 3 柴町、阿弥大寺町及び東上之宮町のうち市道（伊）6—52号線、同49号線、同62号線、同77号線、同429号線、同426号線及び一般県道駒形柴町線に囲まれた区域 4 境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域の区域 5 西久保町一丁目のうち 2 番地から甲77番地 3 まで、99番地 1 から109番地 3 まで、383番地から401番地17まで及び1367番地から1379番地までの区域 6 西久保町二丁目のうち99番地 2 から318番地まで、369番地 1 から401番地21まで、1402番地から1470番地まで及び1531番地から1535番地までの区域 7 曲沢町のうち 2 番地 1 から64番地 5 まで、161番地 1 から205番地 4 まで及び749番地 1 から806番地61までの区域 8 赤堀鹿島町のうち1455番地から1479番地まで及び1483番地から1551番地までの区域 9 香林町一丁目のうち1700番地から1710番地まで、1717番地から1719番地まで、1721番地から1722番地まで、1724番地、1726番地及び1728番地から1750番地までの区域 10 野町のうち724番地から726番地までの区域 11 赤堀今井町二丁目のうち1741番地から1748番地までの区域 12 市場町一丁目のうち 1 番地から140番地まで、1452番地から1526番地まで及び1529番地から1598番地までの区域 13 赤堀・東・笠懸工業流通団地の区域 14 赤堀都市計画区域のうち工業地域 15 東都市計画区域のうち主要地方道桐生伊勢崎線及び一般国道17号上武道路の両側100メートルの範囲の区域 16 三室町のうち5660番地から5779番地まで、5797番地から5939番地まで及び6200番地から6232番地までの区域
第 4 種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域 2 日乃出町のうち市道（伊）5—437号線、同435号線、同431号線、同161号線、同204号線、（境）1—1号線、同 1—2号線及び粕川に囲まれた区域 3 北千木町のうち一般県道伊勢崎新田上江田線及び東武鉄道伊勢崎線に囲まれた一般県道伊勢崎新田上江田線以南の区域 4 宮子町の用途地域のうち準工業地域の区域

注 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域を、都市計画区域とは同法第 5 条の規定により定められた区域を、境支所が所管する区域とは伊勢崎市役所支所設置条例（平成17年伊勢崎市条例第16号）別表に規定する所管区域の区域をいう。

表 5-10 特定工場等に対する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 8 時～18 時	朝 6 時～8 時 夕 18 時～21 時	夜 間 21 時～6 時
第 1 種 区 域	45 dB	40 dB	40 dB
第 2 種 区 域	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種 区 域	65 dB	60 dB	50 dB
第 4 種 区 域	70 dB	65 dB	55 dB

注 第1種区域を除き学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、この表に定める値から 5 dB を減じた値とする。

表 5-11 特定建設作業に対する規制基準

基準の区分 特定建設 作業の種類	特定建設作 業の場所の 敷地境界に おける騒音 の大きさ	夜間作業		一日の 作業時間		作業期間	日曜日その 他の休日の 作業
		第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域	第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域		
くい打ち機等を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 dB	午後7時から午前7時までは行わないこと	午後10時から午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

注 第4種区域の一部…第4種区域のうち学校、保育所、病院および診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

5-6 飲食店などから発生する騒音の規制

飲食店営業などから発生する騒音などを防止するため、群馬県的生活環境を保全する条例において規制をしています。

地域の指定がされた場所に、深夜飲食店などを営業する場合には規制基準の遵守義務が課せられ、深夜に飲食店を営む場合には音響機器の使用制限が課せられています。違反があった場合には行政処分や罰則が適用されることがあります。規制基準の遵守義務がある対象営業と規制基準は、次のとおりです。

表 5-12 深夜営業騒音規制

対 象 営 業	飲食店営業、 喫茶店営業、 ボーリング場営業、 ゴルフ練習場営業、 テニス練習場営業、 バッティング練習場営業	
許容限度 (午後10時から翌 日の午前6時まで)	第 1 種 区 域	4 0 d B
	第 2 種 区 域	4 5 d B
	第 3 種 区 域	5 0 d B
	第 4 種 区 域	5 5 d B

表 5-13 音響機器の使用限度

対 象 区 域	指 定 地 域 全 域
制 限 内 容	午後 11 時～翌日午前 6 時まで使用禁止 (ただし外に音がもれない場合はこの限りではない。)
対象音響機器	・カラオケ装置 ・ステレオセット ・拡声装置 ・録音、再生装置 ・有線ラジオ放送装置 ・楽器
対 象 営 業	飲 食 店 営 業

表 5-14 その他の騒音（商業宣伝放送）

商 業 宣 伝 放 送	商業宣伝放送実施届 航空機による商業宣伝放送を行おうとする場合、条例においては原則禁止であるが、規則で次の事項を遵守する場合に限り認めている。 ①午前 11 時から午後 1 時までの間に行うものであること ②拡声器の最大出力が一の航空機で 30 ワットを越えないこと ③同一地域の上空で 2 回以上旋回させ、又は同一地域の上空にとどまり拡声器を使用するものでないこと	商業宣伝放送 をしようとする 日の 7 日前
----------------------------	---	------------------------------

5-7 自動車騒音の要請限度

市長は自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、群馬県公安委員会に、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

表 5-15 指定地域

区域の区分	指定地域
a 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域に指定された地域
b 区域	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第2種区域に指定された地域
c 区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された地域

表 5-16 要請限度値

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 d B	5 5 d B
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0 d B	6 5 d B
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 d B	7 0 d B

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

5-8 騒音規制法及び県条例に基づく届出

市内の工場及び事業所の特定施設等については、騒音規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づき届出がなされています。令和4年度の特定施設等届出状況は次のとおりです。

表 5-17 特定施設等届出状況（騒音）

種類別 根拠	騒音規制法	群馬県の生活環境を保全する条例
特定施設設置届	3	0
特定施設使用届	0	0
特定施設の数、防止方法変更届	10	0
氏名等変更届	23	1
特定施設使用全廃止届	1	0
承継届	3	0
特定建設作業実施届	29	0

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

5-9 騒音規制基準遵守状況調査

令和5年度については、特定施設の届出のあった工場及び事業場にて、騒音の測定調査は実施しませんでした。

6 振動

振動とは、工場・建設作業の事業活動や交通機関等によって発生し、直接感じたり、家具等の振動から間接的に感じたりするもので、騒音と同じく、受ける側の感覚・主観が多分に作用するため、多く寄せられる苦情です。

振動の大きさ	振動による影響	気象庁震度階級
90dB	人体に生理的影響あり	震度4
80dB	深い眠りに影響あり	震度3
70dB	浅い眠りに影響あり	震度2
60dB	振動を感じる	震度1
50dB以下	振動を感じない	震度0

6-1 振動規制法

(1) 目的

- ①工場や事業場における事業活動によって生じる振動及び建設工事によって発生する振動について必要な規制を行うこと。
- ②道路交通振動について必要な規制を行うこと。
- ③上記により国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

(2) 定義

「特定施設」とは、著しい振動を発生する作業として政令で定めるものをいう。

「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業の内著しい振動を発生する作業として政令で定めるものをいう。

「特定工場等」とは、規制地域内において特定施設を設置している事業所をいう。

(3) 届出義務

指定地域内において特定施設の設置等を行う場合は30日前までに市長に届け出なければならない。

指定地域内において特定建設作業を行う場合は7日前までに市長に届け出なければならない。

(4) 罰則

特定工場等が規制基準に適合せず周辺の生活環境を損なっている場合、市長は期限を定めて改善勧告、改善命令を行う。

改善命令に従わない場合、罰則が適用される。

6-2 指定地域及び規制基準

振動規制法・群馬県の生活環境を保全する条例に基づいた、特定工場等において発生する振動、特定建設作業において発生する振動の指定地域及び規制基準は、次の表のとおりです。

表 6-1 振動規制法・群馬県の生活環境を保全する条例に基づく特定工場等の指定地域

振動規制区域の区分	区 域 名
第 1 種区域	境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域を除く区域（第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除く。）
	2 赤堀都市計画区域のうち第 3 種区域を除く区域
	3 東都市計画区域のうち第 3 種区域を除く区域
第 2 種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域（第 4 種区域を除く。）
	2 波志江町のうち市道（伊）1—525号線、同 1—165号線、同 1—550号線及び同 219号線に囲まれた区域
	3 柴町、阿弥大寺町及び東上之宮町のうち市道（伊）6—52号線、同 49号線、同 62号線、同 77号線、同 429号線、同 426号線及び一般県道駒形柴町線に囲まれた区域
	4 境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
	5 西久保町一丁目のうち 2 番地から甲 77 番地 3 まで、99 番地 1 から 109 番地 3 まで、383 番地から 401 番地 17 まで及び 1367 番地から 1379 番地までの区域
	6 西久保町二丁目のうち 99 番地 2 から 318 番地まで、369 番地 1 から 401 番地 21 まで、1402 番地から 1470 番地まで及び 1531 番地から 1535 番地までの区域
	7 曲沢町のうち 2 番地 1 から 64 番地 5 まで、161 番地 1 から 205 番地 4 まで及び 749 番地 1 から 806 番地 61 までの区域
	8 赤堀鹿島町のうち 1455 番地から 1479 番地まで及び 1483 番地から 1551 番地までの区域
	9 香林町一丁目のうち 1700 番地から 1710 番地まで、1717 番地から 1719 番地まで、1721 番地から 1722 番地まで、1724 番地、1726 番地及び 1728 番地から 1750 番地までの区域
	10 野町のうち 724 番地から 726 番地までの区域
	11 赤堀今井町二丁目のうち 1741 番地から 1748 番地までの区域
	12 市場町一丁目のうち 1 番地から 140 番地まで、1452 番地から 1526 番地まで及び 1529 番地から 1598 番地までの区域
	13 赤堀・東・笠懸工業流通団地の区域
	14 赤堀都市計画区域のうち工業地域
	15 東都市計画区域のうち主要地方道桐生伊勢崎線及び一般国道 17 号上武道路の両側 100 メートルの範囲の区域
	16 三室町のうち 5660 番地から 5779 番地まで、5797 番地から 5939 番地まで及び 6200 番地から 6232 番地までの区域
	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域
	2 日乃出町のうち市道（伊）5—437号線、同 435号線、同 431号線、同 161号線、同 204号線、（境）1—1号線、同 1—2号線及び粕川に囲まれた区域
	3 北千木町のうち一般県道伊勢崎新田上江田線及び東武鉄道伊勢崎線に囲まれた一般県道伊勢崎新田上江田線以南の区域
	4 宮子町の用途地域のうち準工業地域の区域

注 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域を、都市計画区域とは同法第 5 条の規定により定められた区域を、境支所が所管する区域とは伊勢崎市役所支所設置条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 16 号）別表に規定する所管区域の区域をいう。

表 6-2 特定工場等に対する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
	6 5 d B	5 5 d B
	7 0 d B	6 5 d B

表 6-3 特定建設作業に対する規制基準

基準の区分 特定建設 作業の種類	特定建設作 業の場所の 敷地境界に おける騒音 の大きさ	夜間作業		一日の 作業時間		作業期間	日曜日その 他の休日の 作業
		第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域	第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域		
くい打ち機等を使用 する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破碎機を使用 する作業 ブレーカーを使用す る作業 空気圧縮機を使用す る作業	75 dB	午後7時か ら午前7時 までは行わ ないこと	午後10時 から午前6 時までは行 わないこと	10時間を 超えて行わ ないこと	14時間を 超えて行わ ないこと	連続して6 日を超えて 行わないこ と	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等 の運行並びに道路法、道 路交通法に基づき夜間行 うこととなっている場合 を除く		その作業を開始した日に 終わる場合、災害等によ り緊急を要する場合及び 危険防止のため行う場合 を除く		災害等によ り緊急を要 する場合及 び危険防止 のため行う 場合を除く	災害、危険 防止、鉄道 等の運行、 変電所の工 事並びに道 路法、道路 交通法に基 づき休日 に行うこと となっている 場合を除く

注 第4種区域の一部…第4種区域のうち学校、保育所、病院および診療所のうち患者の入院施設を有するもの、
図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

6-3 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度とは環境省令で道路交通振動について定められた限度です。市町村長は、道路交通振動がこの値を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、また、群馬県公安委員会に、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

表 6-4 指定地域

区域の区分	指定地域
振動規制法施行規則別表第2備考第1項第1号に掲げる区域（第1種区域）	特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定（平成19年伊勢崎市告示第60号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第1種区域に該当する区域
振動規制法施行規則別表第2備考第1項第2号に掲げる区域（第2種区域）	指定地域のうち第2種区域に該当する区域

表 6-5 要請限度値

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
	第1種区域	第2種区域
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

6-4

振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく届出

市内で特定施設を設置する場合等や特定建設作業を施工する場合については、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づき届出がなされています。令和5年度の届出状況は次の表のとおりです。

表 6-6 特定施設等届出状況（振 動）

種類別 根拠	振動規制法	群馬県の生活環境を保全する条例
特 定 施 設 設 置 届	3	2
特 定 施 設 使 用 届	0	0
特定施設の種類及び能力ごとの数、 防止方法の変更、使用の方法変更届	6	2
氏 名 等 変 更 届	18	9
特定施設使用全廃止届	1	0
承 継 届	3	1
特定建設作業実施届	21	2

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

6-5 振動規制基準遵守状況調査

令和5年度については、特定施設の届出のあった工場及び事業場にて、振動の測定調査は実施しませんでした。

7 地盤環境・地下水環境

地盤沈下とは、過剰な地下水の採取によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。本市の地盤沈下は、関東地方北部の地盤沈下が広く観測されている地域に属することから、群馬県等関係機関と協力して、地盤沈下の状況や対策方法について検討を進める必要があります。

群馬県では地盤沈下の実態を正確に把握し、適切な対策に役立てるため、一級水準測量による地盤変動量の調査及び地盤沈下・地下水位観測井による観測を行っています。

また、地下水の状況を把握するために、水質の監視も行っています。

7-1 地盤の変動量

伊勢崎市内の8ヶ所の水準点観測を実施し、その結果を次の表に示しました。

なお、変動量は前年度の1月1日時点での標高から当該年度1月1日時点での標高を差し引いて求めたものです。つまり5年度の変動値は令和5年1月1日時点の標高から令和6年1月1日の標高を差し引いた値です。

表 7-1 地盤沈下変動量

単位:mm

町 名	調査開始年月日	5.1.1～6.1.1	町 名	調査開始年月日	5.1.1～6.1.1
堀口町 502-1	S64.1.1	－8.0	飯島町 554	S64.1.1	－7.3
山王町 2020-2	S64.1.1	－7.6	境女塚 93	H12.1.1	－2.3
下道寺町 26	S64.1.1	－6.8	境 188	S64.1.1	－4.3
馬見塚町 1130	S64.1.1	－8.0	境島村 373-286	S64.1.1	－7.6

計 8 箇所

7-2 地下水利用の適正化

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げによって生じるため、その防止には地下水利用の適正化が必要です。

そこで群馬県では、平成 12 年 4 月 1 日施行の「群馬県の生活環境を保全する条例」により地下水採取の実態を把握するとともに節水や地下水利用の合理化等の指導を行っています。

地下水の採取を制限するためには代替水源を確保し、表流水（河川水）への転換を図ることが必要であることから、本市の地域では、代替水源を確保するため、東毛工業用水道や県央第二水道が、工業用水や水道用水を供給しています。

7-3 地下水の水質調査

地下水は、水温の変化が少なく一般に水質も良好であるため、水道、農業及び工業などに、貴重な水資源として広く利用されています。

有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法では有害物質を含む汚水等の地下への浸透を禁止する措置や地下水の水質の監視、測定体制の整備などが規定されています。

(1) 地下水の環境基準

次の表のとおり環境基準が定められています。

表 7-2 地下水質の環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒 素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総 水 銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふ っ 素	0.8mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほ う 素	1mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

① 概況調査

環境基準を超過した項目はありませんでした。

	伊勢崎市役所	伊勢崎市役所	伊勢崎市役所	伊勢崎市役所
--	--------	--------	--------	--------

採水担当機関名		伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課
調査区分		概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
市町村名		伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市
地区名		宮子町	国定町二丁目	上植木本町	西小保方町	田中島町
井戸番号 又は 井戸名		14-35	38-35	39-35	40-35	41-35
採水年月日		R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13
計	カドミウム (mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/l)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ヒ素 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	P C B (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
量	ジメチル (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素 (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	クロロエチレン (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロ (mg/l)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロ (mg/l)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
対	1,1,1-トリクロロ (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロ (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロ (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	テトラクロロ (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロ (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン (mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
象	ベンゼン (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素 (mg/l)	4.9	1.5	0.81	1.2	2.8
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	4.9	1.5	0.82	1.2	2.8
	ふっ素 (mg/l)	0.09	< 0.02	0.02	0.02	0.07
	ほう素 (mg/l)	0.05	< 0.02	0.03	0.06	0.05
	1,4-ジメチル (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

表 7-4 令和 5 年度 地下水質概況調査結果（その 2）

採水担当機関名		伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課	伊勢崎市役所 環境政策課
調査区分		概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
市町村名		伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市
地区名		連取町	境上矢島	下道寺町	境下武士
井戸番号 又は 井戸名		42-35	43-35	45-35	46-35
採水年月日		R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13
計	カドミウム (mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/l)	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム (mg/l)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ヒ素 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀 (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出
	P C B (mg/l)	不検出	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
量	四塩化炭素 (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	クロロエチレン (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエタン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ビス(1,2-ジクロロエチル) (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	トリス(1,2-ジクロロエチル) (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロベンゼン (mg/l)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
対	トリクロロベンゼン (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	テトラクロロベンゼン (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロベンゼン (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン (mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン (mg/l)	0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素 (mg/l)	2.2	1.0	3.6	8.7
象	亜硝酸性窒素 (mg/l)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	2.2	1.0	3.6	8.7
	ふっ素 (mg/l)	0.05	0.11	0.08	0.02
	ほう素 (mg/l)	0.03	0.02	0.06	0.04
	1,4-ジクロロベンゼン (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

② 継続監視調査

継続監視調査は、地下水の汚染があった地域について継続的に監視を行うために実施する地下水調査です。なお、平成 28 年度まで実施していた境下刈名の継続監視調査については、環境基準を達成する状況が続いたため、調査を終了いたしました。

・カドミウムの超過における継続監視調査

平成 23 年度の概況調査において「カドミウム」が基準を超過したことから、基準を超過した井戸を囲むように 3 箇所の井戸を選定し、平成 24 年度より継続監視調査を実施しています。

令和 5 年度の調査結果は表 7-5 のとおりです。環境基準の超過は確認されませんでした。

表 7-5 令和 5 年度 継続監視調査結果 1（伊勢崎市実施）

調 査 区 分		環境基準	継続監視調査		継続監視調査		継続監視調査	
市 町 村 名			伊勢崎市		伊勢崎市		伊勢崎市	
地 区 名			韭塚町		韭塚町		韭塚町	
井戸番号 又は 井戸名			M-80		M-81		M-82	
採 水 年 月 日			R5.8.23	R 6.2.13	R5.8.23	R 6.2.13	R5.8.23	R 6.2.13
調査項目	カドミウム (mg/l)	≤0.003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003

・トリクロロエチレンの超過における継続監視調査

平成 25 年度の概況調査において、境伊与久でトリクロロエチレンが環境基準を超過したことから、基準を超過した周辺の井戸から 3 箇所の井戸を選定しトリクロロエチレン及びその関連物質について平成 26 年度から継続監視調査を開始しました。

令和 5 年度の調査結果は表 7-6 のとおりです。環境基準の超過が 1 件ありました。

表 7-6 令和 5 年度 継続監視調査結果 2（伊勢崎市実施）

調 査 区 分		環境基準	継続監視調査		継続監視調査		継続監視調査	
市 町 村 名			伊勢崎市		伊勢崎市		伊勢崎市	
地 区 名			境伊与久		境伊与久		境伊与久	
井戸番号 又は 井戸名			M-83		M-84		M-85	
採 水 年 月 日			R5.8.23	R 6.2.13	R5.8.23	R 6.2.13	R5.8.23	R 6.2.13
調 査 項 目	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≦0.1	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≦0.04	0.014	0.011	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	トリクロロエチレン (mg/l)	≦0.01	0.026	0.038	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	テトラクロロエチレン (mg/l)	≦0.01	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	クロロホルム (mg/l)	≦0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002

0.026 環境基準を超過したもの

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過における継続監視調査

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、全国と比べると群馬県は超過率が高くなっており、伊勢崎市においても毎年の概況調査において基準を超過している井戸が確認されています。これまでの調査において、特に高濃度で検出された伊勢崎市内の3地点の井戸で継続的な監視を行うため、群馬県が毎年継続監視調査を実施していましたが、令和2年度からは伊勢崎市が継続監視調査を実施することになりました。なお、平成26年度までは4地点でしたが、環境基準を達成する状況が続いたため、三室町においての調査を終了いたしました。

令和5年度の調査結果は表7-7のとおりです。3地点の井戸で環境基準を超過していました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、平成15年度に群馬県が学識経験者と関係機関の職員を構成員とする「群馬県地下水質改善対策連絡協議会」を設置し、大間々扇状地をモデルに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚濁機構及び対策手法について検討を行いました。現在、環境への負荷が少ない施肥の技術の普及、家畜排せつ物の管理指導、生活系廃水処理施設の整備推進などの対策を行っています。

表 7-7 令和5年度 継続監視調査結果 3（伊勢崎市実施）

調 査 区 分		環境基準	地下水継続監視調査		
市 町 村 名			伊勢崎市		
地 区 名			間野谷町	境木島	境三ツ木
井戸番号 又は 井戸名			M-59	M-62	M-63
採 水 年 月 日			R5.11.13	R5.11.13	R5.11.13
調査項目	硝酸性窒素 (mg/l)	10*	29	12	11
	亜硝酸性窒素 (mg/l)		< 0.01	< 0.01	< 0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)		29	12	11

※硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計量

 環境基準を超過したもの

8 悪臭

悪臭とは大多数の人々に嫌悪感や不安感を与える臭いであり、住民からの苦情も多く、さまざまな発生源から発生しています。

この悪臭対策や苦情の解決には困難が伴います。これは多くの種類の悪臭成分が、いろいろの物質から、しかも微量（低濃度）で発生するばかりでなく、人間の心理的・生理的臭覚に左右されるためで、公害のうちでも最も複雑な部分と言われています。また測定技術や防止技術の開発などにも問題が残されています。立入調査・改善命令・悪臭の測定等の規制事務は市長が行いますが、都市生活型のさまざまな悪臭苦情が多くなってくると、単体物質の物質濃度による規制では対応できなくなりました。そのため、本市では、平成19年10月より人間の嗅覚を用いて臭気の程度を判定する臭気指数規制を導入しています。

8-1 規制基準

- (1) 悪臭防止法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準

表 8-1 規制基準

区域の区分	臭気指数
指数15区域	15
指数21区域	21

- (2) 悪臭防止法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気指数の規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

- (3) 悪臭防止法第4条第2項第3号に規定する排出口における臭気指数の規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

○臭気指数

気体または水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体または水の希釈をした場合におけるその希釈倍数を基礎として算定されるもの。

参考：100倍希釈で臭気を感じることができなくなった場合、臭気指数は
 $10 \times \log(100) = 20$ となります。

8-2 規制地域

表 8-2 規制地域

区域の区分	区 域 名
指数 15 区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域 2 中央町及び緑町のうち準工業地域の区域
指数 21 区域	指数 15 区域以外の市域全域

8-3 悪臭規制基準遵守状況調査

令和5年度については、市内の工場及び事業場のうち、1事業場についての臭気測定調査を行いました。

表8-3 規制基準適合状況

区域の区分	測定地点数	悪臭規制基準適合状況	
		適合地点数	比率（％）
指数15区域	0	0	
指数21区域	2	2	100%
計	2	2	100%

表8-4 地点別悪臭測定結果

番号	所 在 地	業 種	用途地域	規制基準 (環境試料)	測定結果(dB)	
1	波志江町	酪農業	市街化調整区域	21	地点①	14
					地点②	16

9 公害苦情

公害等の苦情取扱件数は、空き地の雑草や樹木の繁茂等、典型7公害以外のものの占める割合が大きくなっています。

9-1 公害苦情等の年度別推移

令和元年度から令和5年度までの典型7公害や雑草等の苦情の受付件数推移を以下の表とグラフに示しました。

項目 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	地盤沈下	雑草等	その他	合計
R1	75	12	38	0	0	29	0	322	26	502
R2	97	15	55	2	1	49	0	354	16	589
R3	61	22	67	1	0	32	0	376	20	579
R4	54	6	56	4	1	42	0	395	31	589
R5	61	3	38	3	0	26	0	361	16	508

表 9-1 年度別公害苦情等件数

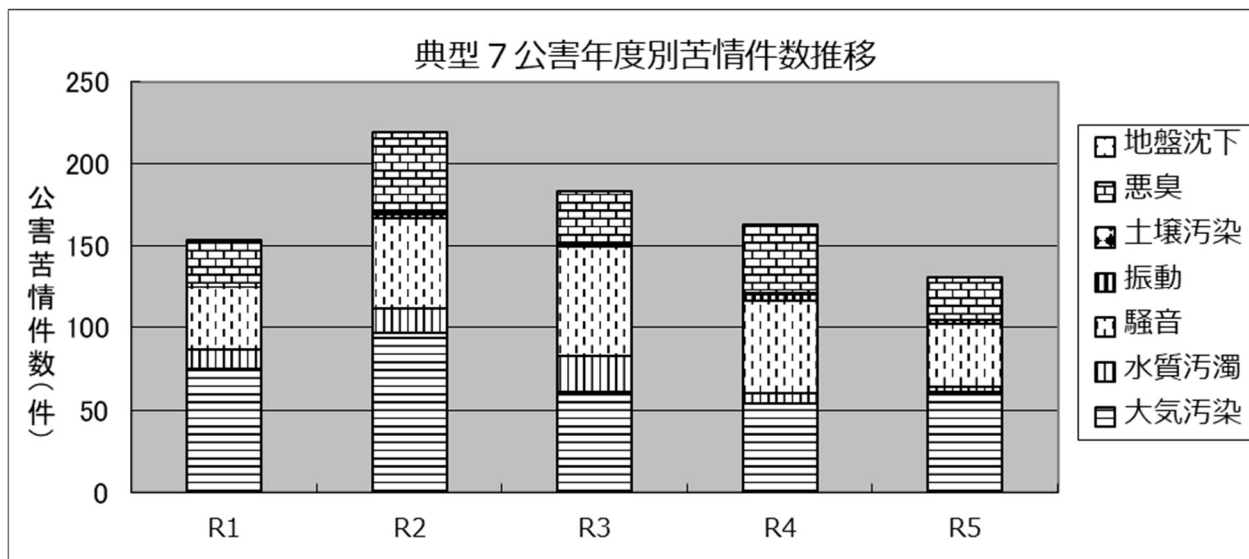


図 9-1 年度別典型7公害苦情件数推移

9-2 公害苦情の種類別割合

令和5年度の公害苦情等取扱件数は、508件です。内容別にみると次のグラフのとおり、典型7公害以外の公害苦情（雑草等を含む）が約74%を占め、典型七公害については、大気汚染・騒音・悪臭・水質汚濁・振動の順で多く、土壌汚染・地盤沈下については苦情を受けませんでした。

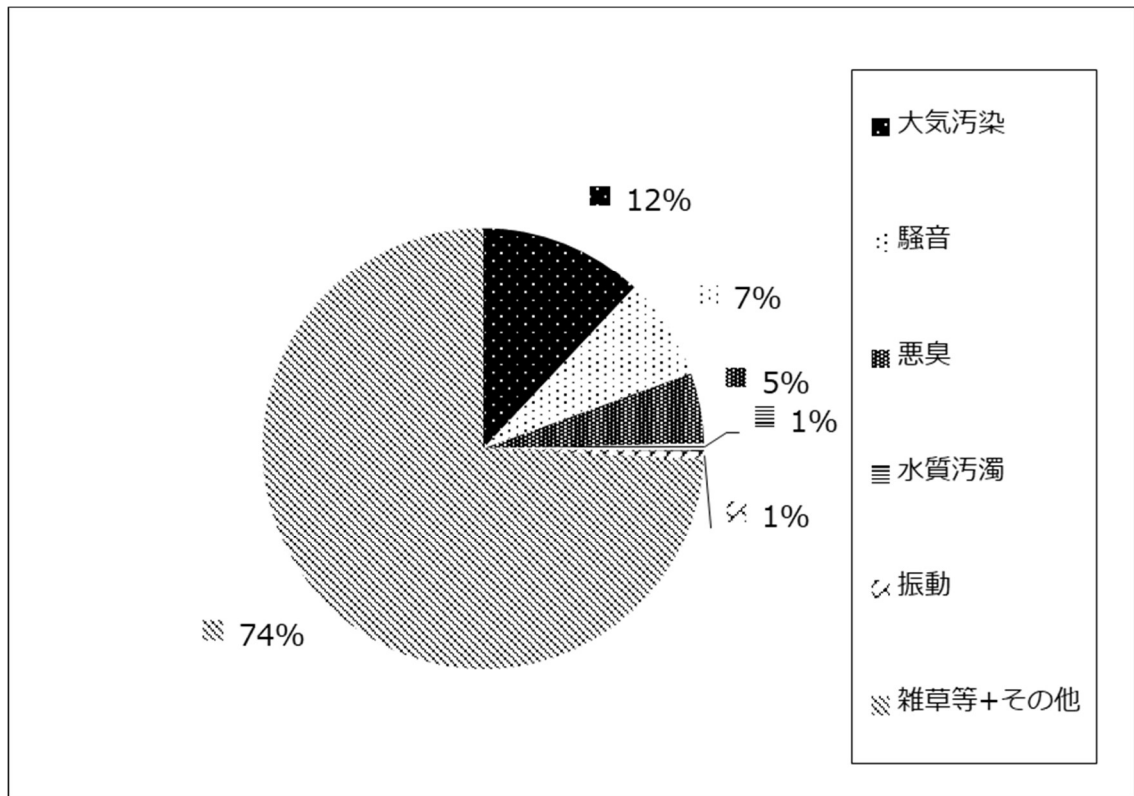


図 9-2 令和5年度公害等苦情件数種類別割合

10 環境対策

10-1 法・条例に基づく公害規制指導

事業活動に伴う公害防止を目的とした環境行政を推進するため、公害関係法令及び県条例に基づき、特定施設の既設・新設の工場及び事業場の規制基準の遵守状況調査を励行し、基準を超えている工場及び事業場に対しては、作業工程・レイアウト・生産施設の改善・公害防止施設を設置するなどの指導を行っています。

(1) 大気関係

大気関係については窒素酸化物・炭化水素などが光化学オキシダントの原因物質とされており、注意報などの発令時には群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、市民に対してホームページやX（エックス）で注意を呼びかけ、対象事業場に対しては燃料削減などの協力を要請する制度となっています。

また、簡易焼却炉を用いた焼却や家庭でのごみの焼却など、法令等に定められた方法以外での焼却に対しては、大気環境への配慮を促す意味も込めて、適正に処理するよう指導や啓発を行っています。

(2) 水質関係

公共用水域の水質調査については、県の水質測定計画に基づき、調査を実施しています。

公共用水域の水質保全については、水質汚濁防止法などにより特定事業場排水の水質を規制しています。また、近年水質汚濁の要因として生活排水の占める比率が大きくなってきており、河川の良い水質環境の回復と保全のためには、市民の協力なしでは不可能であり、公共下水道や農業集落排水の整備に加え市民の水質保全に対する意識の高揚が不可欠であります。

公共下水道整備区域・農業集落排水処理区域以外の区域においては、平成元年から一般家庭が行う合併処理浄化槽設置整備事業に対する補助制度を創設し、また、市が主体となって戸別の住宅にある単独処理浄化槽及び汲取り便槽を合併浄化槽に設置転換する市町村設置型浄化槽整備事業を平成22年より開始し、公共用水域の水質保全に努めています。

10-2 第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

本市では、平成20年6月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正を受け、それまでの「伊勢崎市地球温暖化対策地域推進計画」を引き継ぎ、平成23年に「伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（前計画）を策定しました。

令和3年3月に策定した本計画は、近年の地球温暖化に関する動向や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえつつ、上位計画である「伊勢崎市総合計画」、「伊勢崎市環境基本計画」や関連計画と整合を図り、地域の特性に応じて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、市民、事業者及び市が一体となり、より一層の温室効果ガス排出削減に向けた取組を行うために共通の指針となるものです。

（1）温室効果ガス排出量の現況推計結果

温室効果ガス排出量の推移は図10-1のとおりです。

基準年度である平成25年度以降、排出量は減少傾向にあり、令和4年度の排出量は1,526千t-CO₂となりました。

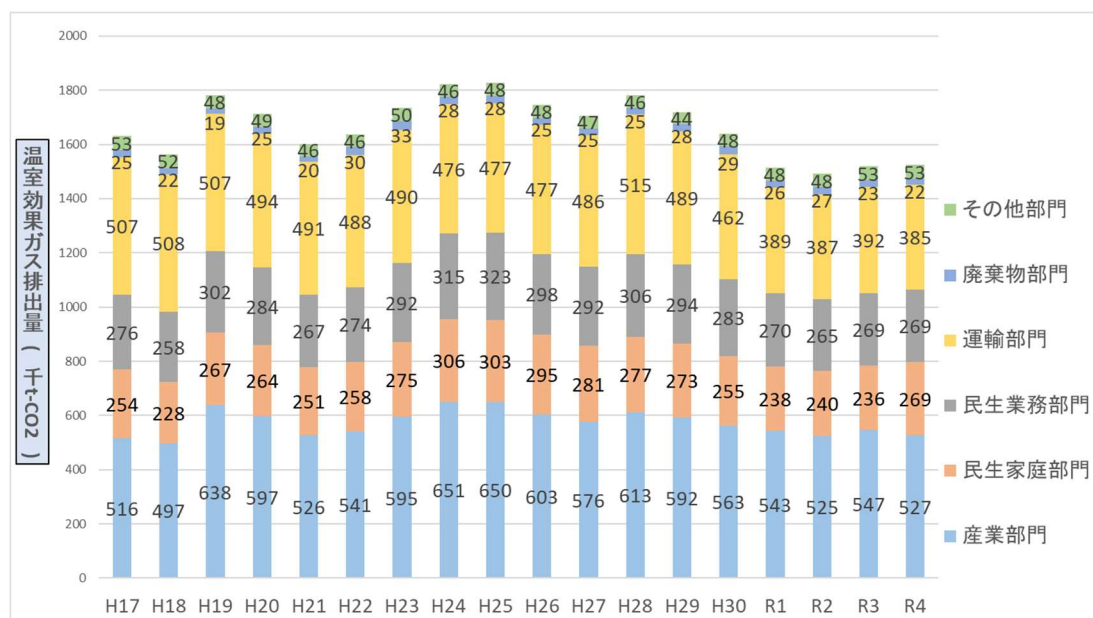


図10-1 温室効果ガス排出量の推移

基準年度である平成 25 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の部門別排出量は表 10-1 のとおりです。令和 4 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比では、その他部門において排出量が増加し、それ以外の部門では排出量は減少しています。前年度比では、民生家庭部門及びその他部門の排出量が増加しており、それ以外の部門の排出量は減少していますが、全体では 0.4%の増加となっています。

表 10-1 伊勢崎市の温室効果ガス排出量（推計値）

部門	平成 25 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (前年度)	令和 4 年度			令和 12 年度 (中期目標年度)
	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	基準年度比	前年度比	千 t-CO ₂
産業	650	547	527	-18.9%	-3.7%	608
民生家庭	303	236	269	-11.1%	+14.2%	152
民生業務	323	269	269	-16.5%	0.0%	188
運輸	477	392	385	-19.1%	-1.8%	346
廃棄物	28	23	22	-20.7%	-4.8%	24
その他	48	53	53	+10.5%	+0.5%	40
合計	1,827	1,520	1,526	-16.5%	+0.4%	1,358

※ 産業部門の内訳は、製造業・農業・建設業・鉱業です。

※ その他部門の内訳は、工業プロセス、農業、および代替フロン等 3 ガスです。

※ 端数処理により合計や年度比が合わない場合があります。

（２）気候変動への適応

国の「気候変動適応計画」では、主要な 7 つの分野を分類し、分野ごとの気候変動の影響を取りまとめています。本市においても、地域の特性に合わせた適応策が求められる中、主な影響と対策をまとめました。気候変動の影響は、今後も続いていくと考えられています。このため、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに気候変動に対処する「適応策」も重要となります。

分野	主な影響	対策
農業	・ 水稻・果樹等の品質低下	・ 高温耐性品種への転換 ・ 施肥・水管理等の徹底

水環境	・ 河川等水温の上昇・ 水質の変化	・ 水環境のモニタリングの実施
自然生態系	・ 植物生育可能域の変化	・ 自然生態調査の実施
自然災害	・ 大型台風や豪雨による水害の頻発化・ 激甚化	・ 防災まちづくりの強化・ 排水インフラの整備 ・ ハザードマップによる避難体制の周知・ 強化 ・ 市情報メールの発信
健康	・ 熱中症の増加 ・ 感染症媒介生物の生育可能域の拡大	・ 熱中症予防情報の発信 ・ 媒介生物の発生環境の除去
産業・経済	・ 気温上昇による企業の生産活動への影響や極端現象の頻度や強度の増加による生産設備等への被害	・ 企業活動における事業継続計画（BCP）の策定・ 検討
市民生活・都市生活	・ 地球温暖化に加えヒートアイランドによるさらなる気温上昇	・ 都市緑化の推進

伊勢崎市の環境

伊勢崎市環境部環境政策課

〒372-8501

群馬県伊勢崎市柴町 954 番地

T E L : 0270-27-2733

F A X : 0270-27-5388

E-mail : kankyou-s@city.isesaki.lg.jp